

一六六二年王令と地方都市における オピタル・ジエネラルの開設

大 森 弘 喜

- 1 一六六二年王令（王宣）の骨子
- 2 地方都市のオピタル・ジエネラル開設
 - (1) 疫病の系譜とオピタル・ジエネラル―ハンセン病とペスト―
 - (2) 入所者の社会的相貌
 - (3) 虐げられる捨子
 - 子捨ての構造 パリの捨子養育院 乳母（里親）制度 高い死亡率と捨子への眼差し
 - (4) オピタル・マニユファクチュール

フランスの一七世紀は内憂外患の一世紀であり、遠く大革命の予兆が感じられる一世紀でもあった。外政では王位継承と植民地を巡って列強諸国と覇権争いの戦争が何度も繰り広げられた。内政では国王の権力集中への反撥が、反王税の農民叛乱や地方貴族の叛乱となって現れた。加えて天候不順による大雨と洪水、厳冬や降雪が農

業に深刻な打撃を与え、凶作に伴う穀物価格の高騰は、各地に食糧暴動を惹き起こした。さらに悪いことには一五世紀以来のペストが各地に断続的に流行し、民衆の困窮はいっそう度を増し飢餓状態に陥る地方もでた。

中世の「保護と臣従」を基軸とする領主⇨農民関係は、近世には金銭的關係に墮し、領主の保護機能はすっかり失われていた。例えば、ブルターニュのある地方領主は、旱害で困窮する領地農民にほとんど救援の手を差し伸べることはなかった。農民の側もはや領主の保護を期待せずに、耐えきれない諸々の負担の廃止を強く望んだという。同じように、キリスト教教会組織、ことにその中枢は貧民救済の熱意をすっかり失って、その責務をブルジョワジーの手に委ねていた。例えば、レンヌ司教区の高位聖職者は、十分の一税の恩恵を十分に享受しながら、司祭とは対照的に、教区の貧民救済には「雀の涙」程度の物的支援しかしなかった。貧民のための祈り、つまり「精神的な支援」で事足りりとした。⁽¹⁾ [Nougaret, pp. 175-179] 他方、農村共同体の相互扶助機能もこの頃にはほとんど機能しなくなっていた。こうして民衆のセーフティネットは機能不全状態に陥っていた。

生活に困窮した貧民は救済と仕事を求めて近くの都市へと流れ込んだが、どの都市もよそ者貧民への施しをするほど余裕はなく、冷たくあしらわれ追い払われた。パリに誕生したオピタル・ジェネラルも例外ではなく、フランス全土から流れ込む貧民に一時的な施しをした後に、町から追い出そうとした。だが、物乞いして命を繋ぐほかない地方の貧民には、もはや帰る当てなどなく、町から町へと、パンと賃仕事を求めてさまようほか術がなかった。フランス全土で貧民の乞食化や流民化現象が起こっていた。

これら流浪する民は、土地からも、家族からも、そして中間団体などからも切り離された人々であり、寄る辺のない人々であった。この「社会的紐帯」をもたない人々は、統治権力にとつては「公共の安全 *securité*

publique」を脅かす存在と映ったから、どこかに「定着」ないしは「閉じ込める」ことが、急を要する政治課題と見なされた。こうした文脈の下でパリにオピタル・ジェネラルが創設されたが、更にこれをモデルに地方の主要都市にも類似の施設を開設させることが、王権の戦略となった。その表明が一六六二年の王令であった。

(1) ブルターニュの地方長官は、一七二六年に各教区で領主がどの程度の救済を実施しているかを、部下に調査させたが、それによれば、レンヌ近郊の村々の教区—例えばノワイヤル・シュル・セーシュ Noyai-sur-Seiche などでは、領主からの施しや義捐金は全く届かなかった。[Nougaret, p. 177] さらに上級裁判権をもつ領主は、自領地の捨子についてはその養育と保護を義務とされていたが、多くはその責任を放棄し、近隣都市のオテル・デュヤオピタル・ジェネラルにこれを押し付けた。中にはパリの捨子養育院への移送を目論むものもいた。[Delasat, p. 192] (後述) 一八世紀半ばには領主の不在地主化は一段とすすみ、これと併行して領主は領民のあらゆる「苦勞の種 souches」からの解放を願うようになった。[Allemand, p. 236]

高位聖職者の「吝嗇」について云えば、レンヌ司教区で十分の一税の恩恵を受けている高位聖職者は、大司教以下一〇名を数え、その額は平均で実に二万リーヴルに昇る。だが大司教ですら、貧民救済にはごく僅かの「施し charité」しか与えていない。同じくサン・ムレーヌ St.-Melaine の大修道院長も、一二の教区から十分の一税を徴収しているが、何の施しも与えていなかったという。逆に、「僅かな俸給や生きてゆくだけの食物しか受け取っていない portion congrue」教区司祭や修道士が、貧者を物心両面で援助していたし、農村に別荘をもつ都市のブルジョワも、困窮住民に「気前の良い施し libéralité」をしてきたと云う。[Nougaret, p. 177]

1 一六六二年王令（王宣）の骨子

ルイ一四世が発した宣言 *declaration* は簡潔で、一六五六年の王令 *Edit* ほど体系的ではない。⁽²⁾ 国王は、貧民への心配りをおこない、とりわけ「うち棄てられた乞食」へ食料を配給し、かつキリスト教の教育により「救済 *salut*」を与え、「物乞い行為と怠惰」を根絶したいと述べる。この「配慮 *soins*」と「願い」を実現すべく、一六五六年にパリにオピタル・ジェネラルを創設したが、この企ては上手くいったと評価している。

「公衆は、わが町が乞食の執拗な懇願から解放されたことに満足している。」他方、子どもたちはキリストの憐れみをうけて食事を与えられ、能力に応じた手職を教え込まれている、そしてやがて造られる院内のマニユファクチュール大作業場で働くことになろう、と見通しを語る。

さらにこの事業が大方の国民の支持を得たと豪語する。「わが臣民は、神の栄光と貧民救済のためになされたことが非常な成功を収めたことを見て感動し、この良き事業が確かな地歩を築くことを望み、多くのものが多額の献金を寄せた。我々はそれを守り支え、恩寵と贈与を与えた。」

だがオピタル・ジェネラルは直に大きな困難に逢着した。財政難である。王宣は云う。

「理事たちの切り盛りや節約にもかかわらず、また我が君主と廷臣たち、名望家や篤信の上流婦人からの義捐金にもかかわらず、オピタル・ジェネラルは、通常の収容者四〜五千人の食費の半分しか賄えない、と理事会は述べている。理事たちによれば、これは全国津々浦々からやって来た貧民らを受け容れ過ぎたせいだという。オピタル・ジェネラルの五つの館は、今でも六千人以上の貧民にベッドと食事を与えているし、この他パリの六カ所で三千人の既婚貧民に食料などを与えている。それでも尚、この都にはベッドも食事も与えられない貧民が数

多^クいる。」

国王は、これらのよそ者貧民が秩序崩壊を招く危険な存在だとみなして云う。「パリの街角に溢れる乞食らは怠け心から、或いは仕事がないためにわが町にやって来たのだが、皆そうした口実の下に怠惰な生活 *l'antémitise* に慣れきってしまった。それこそがすべての秩序崩壊と腐敗の原因なのである。またその結果、多くの農村はうち捨てられて荒廃し、農作業に必要な人手不足に陥っている。」と。

これは前述の一六五六年王令と同じ発想にたつ伝統的貧民観であり、貧民が施しを乞うのは労働を厭い、懶墮の精神に囚われているからだとの断定である。乞食や流民が落ちぶれる前に、実にさまざまな生業や雑業をしてその日の糧を稼いでいたことに、統治者は思い至らなかつた。この点は後述する。

そして国王は、パリのオピタル・ジェネラルでは収容しきれない地方からの貧民は、地方で世話をすべきだと主張する。

「本来王国の各都市がそれぞれの貧民になすべき生活支援を、わがパリが単独でやることは公正ではない。先の王たち、とりわけシャルル九世が一五六六年にムーランで発した勅令 *ordonnance*、またアンリ三世が一五八六年にフォンテーヌブローで発した勅令を継承して、以下のように命じかつ望む。我が王国の全ての都市と大村落

(2) Déclaration du roi, pour l'établissement d'un Hôpital général en toutes les villes et gros bourgs du royaume, suivant les ordonnances des rois Charles IX et Henri III, A. Fantanon (ed), *Code du L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1786, p. 423-424 テク

ストは挿入句と係り結びの多い晦法な文章なので、本稿は平易な表現で摘記する。

で未だオピタル・ジェネラルを開設していない所は、直ちにオピタル・ジェネラルの建設に着手すること。そして、貧民や乞食、その土地生まれの労働不能の人々、孤児、乞食の親をもつ子どもらを、そこに住まわせ、食事を与えるために、院内規則を作るように望む。これらの貧民はそこで信仰心とキリスト教を教え込まれ、また各自が出来る手職を教え込まれる。但し、彼らは彷徨することは許されないし、いかなる理由であれ町から町へ出歩き、パリに来ることも許されない。と同時に、地方都市の住民はどんな合理的な手段によっても、オピタル・ジェネラルに強制的には入れられない。」と。

ルイ一四世は、丁度一世紀前にシャルル九世が出した、ムーラン勅令の第七三条を踏襲して、貧民救済はその者が生まれ、在住している都市や村落が為すべきことだと主張した。そして一步踏み込んで、そのための施設としてオピタル・ジェネラルを早急に開設し、その規約を作るように都市支配層に指示した。貧民には、オピタル・ジェネラルへの入所は強制ではないが、ひとたび入所したら自由に退所し町をうろつくことは許されない、と釘を刺したのである。国王にとって、オピタル・ジェネラルは「閉じ込め *renferment*」即ち監禁の施設であった。

しかし、この王令には欠落があった。オピタル・ジェネラルに入れるのは、「その土地生まれの労働不能の貧民や乞食」、「親が養育できない子どもや孤児」などに限られたことである。「心身壮健で労働可能な貧民 *pauvres valides, mendians valides*」の処遇については、この王令は黙している。現実に都市を彷徨い物乞いしているのは、労働不能の貧民だけではなく、労働可能だが賃仕事のない貧民もかなりの数混じっていたのである。この欠落を王権が認識し、修正を施すのが一七二四年の王令だが、これは次章で詳しく見る。それゆえ当面は、地方のオピ

タル・ジェネラル内部に設けられたマニユファクチュール(作業場)で働く主力は、児童や少年少女になったのである。

2 地方都市のオピタル・ジェネラル開設

一六六二年王令が公布されたからと云って、地方都市がすぐにこれに従う訳もなかった。そこで七三年には国務会議が、大司教や国王裁判所、上座裁判所のある町では、名士たちが会議を開いてオピタル・ジェネラル開設の方策を検討するように促した。だがこの裁決でも反響がなかったので、七六年には改めて地方都市の司教や地方長官宛てに、このオピタル開設を強く催促したのである。

一七世紀末から一八世紀初めにかけて、かなりの都市にオピタル・ジェネラルが開設されたと云われるが、その正確な数は分からない。また開設されたことは事実でも、その実態を示す資料が残存しないものも多い。本稿ではそのモノグラフやメモワールがあるものを手掛かりに、開設の経緯や、院内生活、とくに労働の実態や管理運営の一端を眺めたいと思う。

結論を先取りして云えば、地方のオピタル・ジェネラルに共通するのは、「己の労働により生活の資を稼げない地元の貧民 *les invalides*」すなわち、老齢貧民、身体障害者、寡婦、妊婦、そして身寄りのない子どもたちを、専ら受け容れたことである。これらの人々はオピタル・ジェネラルができる前は、――そしてできた後も入所できなかった――公道や教会前の階段や市場で物乞いして、または食べ物などを「コンドロ」して糊口を凌ぐほかなかった貧民であった。パリのオピタル・ジェネラル程ではないが、精神を病む人、性病や皮膚病など病者、「悪い

生活」に浸る売笑婦や放蕩者などを受け容れるところもあつたが、犯罪者は受け容れなかつた。中規模の都市では、これより先に「オテル・デュ（神の館）」という名の病院が設立されている場合が多く、そうした都市では病者はオテル・デュが、貧民救済はオピタル・ジェネラルが担うという、いわば分業体制が次第に確立されるのである。

ところで、地元の労働不能の貧民に、パンなどの現物や仕事を与えることは、決して一六六二年の王宣に促されて始まつた訳ではなく、その遙か以前から行われていた。しかし決定的な違いは、今回の王宣はそれら貧民を「閉じ込め」、食事とベッドを与える代わりに、労働を課し、併せてカトリックの教えによる「靈的救済 *nourriture spirituelle*」を施すことであつた。オピタル・ジェネラルの実態を見る前に、その開設に疫病が関わつていたことを眺めてみよう。

(1) 疫病の系譜とオピタル・ジェネラル―ハンセン病とペスト―

この種の救貧事業はとくに北フランスでは、疫病対策の豊富な経験が土台にあつたと云える。疫病としてはまずハンセン病がある。ハンセン病は中世ヨーロッパでも「天刑病」として恐れられ、病者は「隔離儀礼」をうけて共同体社会から排除された⁽³⁾。ハンセン病者を受け容れる小さな施設が、―フランスでは「マラドリイ *maladerie*」とか「レプローズリイ *leproserie*」と呼称されたが―主に北フランスの村落などに数えきれないほど造られた。ところがさしも猖獗を極めたハンセン病は、一六世紀半ば以降急速にその病勢が衰えはじめ、その世紀末には所によつてはすっかり消滅してしまつた。

他方、病者の急減と符節を合わせるかのように、ハンセン病施設の「職権濫用と乱脈経営「les abus」が、たびたび指摘されるようになった。つまり経営者が寄付金などの収入を横領したり、有力者が家族や知人をハンセン病者と偽って入院させたり、偽りの巡礼者を受け容れるなどの不正が、明るみに出始めたのである。フランソワ一世は一五四三年、国王裁判所がこれに介入し、ふさわしからざる経営者を解任すること、その後任は王室付祭司長 *grand aumônier* が信望と信仰心の篤い二人のブルジョワを選任するように指示したが、改善はされなかった。フランソワ二世やアンリ三世の治世にも同じような措置が採られた。またルイ一三世も、経費を本来の使途に戻し、ハンセン病者が町や村落を彷徨することを禁じ、生地や居住地に近いハンセン病施設に隠棲することを命じ、そのために十分な扶養費を与えると約束した。

しかし、この時すでにハンセン病施設はその歴史的役割を終えていた。ハンセン病者は激減し、空き室が増えていたからである。そこで北フランスの幾つかの都市は、これをオピタル・ジェネラルなど救貧施設に転用した

- (3) 典型的な「隔離儀礼」は次のようなものだった。司教区裁判所の長官から委嘱された宣誓外科医が、病人を診察してハンセン病と診断されると、長官は病者の隔離を宣言する。聖職者が病者を家まで迎えに行き、恰も死者の如く棺に入れて、黒布を掛けて教会まで担架で運ぶ。そこで死者のミサが執り行われた後、再び聖職者が十字架を掲げ、死者への祈り(リベラ・メ)を歌いながら病者をとある小屋まで導く。そこで黒布が取り除かれ病者が両足で立つと、聖職者は病者の両足にスコップ一杯の土をかけて祝福した後、ガラガラ、手袋、頭陀袋を渡し、天国での蘇りを告げる。と同時に現世での市民生活を諦めさせる「約束事」を申し渡すのである。「フランクラン、pp. 109-110, Bériauc, p. 216」[「約束事」については前掲拙稿註⑨を参照せよ。『大森弘喜』2020, p. 21]

いと目論んだ。こうした動きを察知したルイ十四世は、一六七二年にこの問題の解決方を、腹心の陸軍卿ル・テリエ・ド・ルヴォワに託した。かれは辣腕を振るい、すべてのハンセン病施設の管轄を、サン・ラザール修道会とノートルダム・ドユ・モンカルメル修道会に移管した。この結果、北フランスにあつた五八のハンセン病施設が廃止され、そこに入所していた偽のハンセン病者や偽巡礼者らが追い出された。

ところが一六九一年にルヴォワ卿が亡くなると、再びこの問題が蒸し返され、ハンセン病施設の扱いが議論されることになった。初代バリ警察長官ラ・レイニーや国務評定官、病院訴願審査官から成る諮問委員会がこの問題を議論し、二つの修道会の管轄を解き、ハンセン病施設の財産をすでに稼働しているオピタル・ジェネラルに譲渡することが望ましいと答申した。この答申内容が一六九三年の王令として発布されたのである。[Imbert, pp. 104-110]

ピカルディには十一都市にオピタル・ジェネラルが開設されたが、ほとんどがハンセン病施設を転用したものが、或いはその資産を継承して開設されたものだった。例えば、小都市ノワイヨンの「サン・フランソワ・オピタル・ジェネラル」は、早くも一六五七年には国王特認状を得て、小さな民家で活動を始めたが、右の王令に乗じて周辺にある七つのハンセン病施設の財産を継承し、その財源で二階建ての建物を造り、子どもらに実技教育と教理問答形式の初等教育を施し、一八世紀後半には主に孤児院の役割を果たした。⁴⁾

またスワソンの「サン・シャルル・スワソン・オピタル・ジェネラル」は、オテル・デュと周辺七つのハンセン病施設を統合して一六五七年に設立されたが、さらに経営基盤の強化のために、六一年にはサン・ラザール・ハンセン病施設を、六三年にはもう一つ別のハンセン病施設を吸収統合することが認められた。サンリスでも中

世に建立されたサン・ラザール・ハンセン病施設が、大司教ロシュフコーのルイ一三世への懇請で、当市と貧民局に払い下げられ、さらにこれがオテル・デュと合体して、一六五一年に「サン・ラザール・サンリス・オピタル・ジェネラル」の名称で開設された。

コンピューニューではハンセン病施設の資産継承をめぐる、オピタル・ジェネラルとオテル・デュとの間に争いが生じた。オテル・デュは、近隣の三つのハンセン病施設の資産をそっくり継承したいと願っていた。これに対しオピタル・ジェネラルは、オテル・デュの収容人数は僅か六〇名だが、当方は二〇〇人の貧民を世話していると主張した。結局オピタル・ジェネラルの主張が認められて、一六九八年には三つのハンセン病施設を統合し、幾分かは赤字補填に役立った。[Dinet-Lecomte, p. 230, 385]

他にボーヴェのオピタル・ジェネラルは一六五八年の開設だが、二年後にハンセン病施設を一つ(サン・タントワヌ・ド・マリセル)、さらに一六七三年にもう一つのハンセン病施設の財産を譲り受けた。アミアンのオピタル・ジェネラルも一七世紀末に近隣の幾つかのハンセン病施設の財産を継承した。

このようにピカルデーのオピタル・ジェネラルは、歴史的使命を終えたハンセン病施設を転用または資産継承して開設されたものが大勢を占めたが、そのためかその規模は概して中位で、一五〇から二〇〇人程度の収容能

(4) 一七七〇年当時の入所者一三八名の内訳は大人貧民、男二二名、女二六名に対し、子どもは九〇名を数えた。しかもパリのオピタル・ジェネラルなどのように乳児捨子の受け入れ施設ではなく、五〜六歳から一六歳までの少年少女の孤児たちの施設であった。[Lecomte, p. 387]

力であった。入所者の構成で特徴的なのは、老齡貧民と並んで子どもが半分以上を占めることであり、しかもブルターニュやノルマンディのオピタル・ジェネラルと違って、「乳児捨子」ではなく児童と少年少女が主体であることだった。その素性については確かな情報が得られないが、多くは孤児だったと見られる。

もう一つこの地方の特色は、右の例に示したように、一六六二年の王宣以前にオピタル・ジェネラルが開設されたことである。それはこの地が三〇年戦争の惨禍を経験したためである。生活苦に陥った貧民は町で物乞いして糊口を凌ごうとした。こうした事態に、市の有力者や聖職者らは危機感を抱き急ぎ対応した。例えばアミアンでは、司祭アントワーヌ・ルヴェルが司教座聖堂参事会員に諮って、一六四一年に「サン・シャルル」サン・タンヌ・オピタル」を設立したが、その目的は三〇年戦争や疫病で傷めつけられた地元民の困窮を、物的にかつ精神的に緩和することだった。このオピタルが土台となって、一六五四年に正式に「アミアン・サン・シャルル」サン・タンヌ・オピタル・ジェネラル」となり、市の財政支援を受けて、資力のない老齡貧民や寡婦、身障者、孤児らを収容したのである。この例に端的に示されるように、地方のオピタル・ジェネラルは「困窮民の避難所 *asile*」であったと云える。

ところで、ハンセン病施設の財産を継承したのは、ピカルディのオピタル・ジェネラルだけではない。ノルマンディのル・アーヴルの「サン・ジャン」バプティスト・シャリテ・オピタル」(一六六九年開設)は、六二年王宣に則って開かれたものだが、コンピエーニュの場合と同じく、周辺にある複数のハンセン病施設の資産継承でオテル・デュと争いが起こり、多くの時間と費用をかけた裁判のあと和解が成立して、互いに資産を分け合った

と云う。[Martin, p. 46]

フランス中南部のオピタル・ジェネラルも一六九三年王令の恩恵に浴して、ハンセン病施設の資産継承に与った。オヴェルニュのイソワールのオピタル・ジェネラルは、一六九四年に三つのハンセン病施設と一つのオピタルを吸収合併した。ポワトゥの都市ニオールのオピタル・ジェネラルも、近郷の幾つかのハンセン病施設を一六九五年に統合した。またルエルギユの都市ロデスのオピタル・ジェネラルは一六六七年設立だが、九六年にモンカルメル修道会のハンセン病施設三つを継承した。

このように多くのハンセン病施設が、一七世紀末にはオピタル・ジェネラルに転用されたのである。だから、フーコーが「収容施設（オピタル・ジェネラル―引用者註）はハンセン病院に紛れもなく取って代わった」と云うのは間違いではない。しかし、続けて、「呪われ有罪宣告された怠惰を閉じ込めるためのあの場所に、〈中略〉そのうち狂気が登場し、やがてはそれらを統合してしまうだろう。」「フーコー、1975, p. 90」などと云うのは、明らかに事実と異なる。この哲学者の直感的な洞察は、パリのオピタル・ジェネラルを構成する、ビセートル館とサルペトリエール館の一隅に押し込められた「精神を病む人」を念頭に述べられたものだが、オピタル・ジェネラル全体の歴史的リアリティとは乖離した言説であること、行論のうちに明らかだろう。

次にペストも民衆の困窮を増幅し、オピタル・ジェネラル開設を促す要因となった。前述したりヨンの「総施設会」とパリの「大貧民局」が、ペスト流行を契機に造られたのと同じ文脈に属すると云える。「大森弘喜、2020, p. 22」¹¹、¹²例示しよべ。

フルターニュのレンヌは、一五六三年以降断続的に襲来するペストに苦しめられ、その患者を収容するための

病院「健康の家 maison de santé」が一六〇九年に設立された。一七世紀半ばにペストの勢いが下火になり、同病院には空き室が目立つようになったので、ブルターニュの高等法院は、フロンドの乱の影響をうけた小商人や下層職人、小麦価格の高騰で生活困窮した下層民などを一時的にここに収容しようと考えた。しかし、この案は都市当局との折り合いがつかず、財源不足もあつて頓挫した。

だが、その後も街には乞食・流民が溢れ、公共の安全が危惧される事態となつたので、一六七八年に聖職者や篤信家、市参事会の代表、法曹家らが高等法院次席検事の主導で協議し、六二年王令の実施を決めた。この決定にジェズイットのシヨランの働きがあつたのかどうかは、定かではない。⁽⁵⁾それは兎も角、オピタル・ジェネラルは「健康の家」を母体に、これにサン・ティヴ病院の付属施設（クロワ・ロシュロン）が合体されて開設した。後者のサン・ティヴ病院は、中世末期に建立された「サン・タンヌ（ハンセン）病施設」が病者の激減により閉鎖され、一六世紀半ばにサン・ティヴ病院として再生したもので、レンヌではオテル・デュに相当する格式ある病院であつた。

ところで、翌年の国王特認状は、オピタル・ジェネラル理事会がサン・ティヴ病院と郊外にあるサン・メアン病院を一元的に管理することを求めたが、サン・ティヴ病院は猛反発しすぐには実現しなかつた。⁽⁶⁾とは云え、ハルセン病施設とペスト病院が、形を変えてオピタル・ジェネラルとして復活したことは興味深い。

海港都市ナントでも同じ頃一六七七年にオピタル・ジェネラルが開設されたが、ここでも一七世紀前半に猖獗を極めたペスト患者を受け容れるために創られたサニタ病院が、オピタル・ジェネラルに転用された。レンヌ同様、一七世紀後半にはペスト患者が減少し、空きベッドが生まれたために、街に溢れた物乞い貧民などを収容す

るための措置だった。ナントのオピタル・ジェネラルも、受け容れたのは困窮した市民だけで、よそ者貧民はオピタル・ジェネラルの巡邏により追い払われた。それでも街をうろつくよそ者貧民が跡を絶たなかったので、市当局は彼らに僅かな路銀を与え、受け取った証として爪に稀硝酸液で印をつけてから、市門の外へ追い出した。またオピタル・ジェネラルに空きがなく待機中の貧民には、よそ者と区別する意味で肩に赤い十字が付けられた。[Paulhe, p. 243]

(5) この頃六二年王令に従ってオピタル・ジェネラルの開設に奔走したのは三人のジェズイットたちであった。ブルターニュ一帯を歩き回り、各都市の行政官や聖職者たちに王令の意義を説き、具体的にオピタル・ジェネラル開設の手順や資金集めなども指導したのはシヨランであった。だが、実際に慈善活動をしていたレンヌやヴィトレの信徒団体は、かれに反撥したという。[Nougarat, p. 193]

(6) 王権はこれら三つのオピタルにそれぞれ役割分担させ、オピタル・ジェネラルが一元的に管理運営すれば効率よく病者と貧民を統治できると考えたのだが、サン・ティヴ病院はこれを拒否した。というのは、当病院はレンヌ唯一の一般病院であり、ゆたかな不動産と特権をもつ自律性の強い組織だったからである。また当病院の理事会は、司教座聖堂参事会、上座裁判所、市参事会の代表らで構成され、並ぶものなき覇権を享受していたから、王権の容喙は受け容れられなかった。こうした事態は七〇年続き、一七五〇年に漸く理事会の構成や人数増員などの変更を伴って、一元的なオピタル管理体制が確立した。[Paulhe, p. 239-242; Nougarat, p. 286; 藤田苑子、pp. 165-173] これは前世紀に、パリの大貧民局に、オテル・デュを統轄させようとしてオテル・デュ側の強い反撥にあい頓挫したことを想起させる。パリのオピタル行政の二元管理体制は一九世紀半ば、第二共和政期に初めて実現する。

ノルマンデイの港町ルーアンは、恐らく最もベスト被害を受けた町だった。一五二〇年に最初の大流行が起こり、多数の死者が出た。後にルーアン・アカデミーが創立されたときの院長の挨拶には、そのときの惨状が次のように語られている。

「心を引き裂かれるような光景が見られた。(中略)道に捨てられた子ども死骸を犬が争って食った。町からカネをもらった四人の男たちは青い衣を纏って、ベスト患者の家々に白十字の印をつけていった。(中略)ベストに罹った者は狂ったように叫び、茫然自失のうちに斃れた。まだ生きている者はせめて屍衣だけでも確保しようとして、柩を覆う黒衣をとって身を包んだ。(中略)フランスでもっとも裕かであった町は死の町と化した。」

[Hue, p. 51]

この惨禍に対処して高等法院の肝煎で創られたのが、「壮健貧民局 Bureau des pauvres valides」で、これがオピタル・ジェネラルの前身となった。壮健貧民局は、仕事を失った労働可能な男性貧民に、市城壁の補修やドブ浚いなどの仕事をさせて、パンなどの現物や手間賃を与える救済であった。これは前述したパリの「公的作業所」と同類であり、オピタルではなかった。ベスト患者や労働不能な老齢貧民、捨て子や孤児の世話はおテル・デュが担った。

その後もベストは断続的にこの町を襲った。一五七八―八〇年、九四―九八年、一六一九―二四年、三二六―三七年の流行である。とくに一六三六年のベスト禍は、住民一人を死に追いやる程の惨劇をもたらしたので、高等法院、市参事会、聖職者らは、貧民救済に積極的に乗り出さざるを得なかった。⁽⁷⁾一六四六年に、この町の最も古い病院「オピタル・デュ・ロワ(王の病院)」が壮健貧民局に合併されて貧民の収容力が向上した。オピタル・デ

ユ・ロワ病院では、オラトリオ会修道士らが貧民や巡礼者の世話に当たっていたのだが、この頃には廢れていたからである。

さらに、一六七九年に聖俗の指導者たちは度々会合をもって救貧事業のあり方を検討し、壮健貧民局をオピタル・ジェネラルに格上げすること、在宅救済を止めてその資源をオピタル・ジェネラルの運営に回すことを決めた。二年後の一六八一年に国王特認状が発せられ、ルーアンのオピタル・ジェネラルは正式に認可された。

その入所者の詳しい構成は不明なのだが、当初は壮健貧民局の性格を受け継ぎ、地元の「労働可能な、心身に障碍のない」貧民が主体だったらしい。だが一八世紀になると、多種多様な、社会の周辺に追いやられた人々が収容される。精神障碍者、性病者、「不行跡な女」、そして乳児捨子などである。これはバリのオピタル・ジェネラルと同じであるが、後段で述べる。

ブルゴーニュの州都ディジョンも一六三〇年にペストが流行し、多数の困窮民が生まれ街中で物乞いする者が増えた。市当局は市民に喜捨の授受を禁じ、よそ者貧民を市門から入れない措置を採る傍ら、三九年には市参事会や地方長官の寄付金をもとに乞食貧民を収容する施設を造った。これがオピタル・ジェネラルの前身となった。六九年には地方長官が六二年王令に則り、オピタル・ジェネラルの開設を市参事会、ギルド団体、聖職者ら

(7) 一六世紀から一七世紀半ばまでのペスト禍については、「リユネス、pp. 107-121」参照。一六三六年のペスト流行は、プロテスタントの牙城ラ・ロッシェル包囲戦に参戦したフランス軍隊により病原菌が撒き散らされ、被害が拡大したと云われている。

に諮った。ところが治安維持は己の権限に属すると考えていた高等法院はこれに反対した。地方の高等法院は、中央政府に王権の介入に常に警戒的だったのである。そこで地方長官はコルベールの援護を求め、オピタル・ジェネラルの主財源は国王の下賜金とする言質を得て、反撥を抑えて開設の運びとなった。[Paulhe, p. 292; Bolotte, p. 14] 当初の収容能力は三〇〇人程度だったが、一七〇一年には主に労働不能貧民と子どもらで占められていた。

ペスト流行が民衆の困窮を招いた例としては、一七二〇年ヨーロッパ最後の流行地となったマルセイユがあるが、これはオピタル・ジェネラルの開設後のことであるので、後段で扱う。

(2) 入所者の社会的相貌

開設された地方都市のオピタル・ジェネラルに入所したのは、これまでの叙述で明らかのように、成人では「自らの労働で生活の資を稼げない貧民」と、捨て子や孤児などの子どもであった。これは人口が小さい都市ほど顕著な傾向であった。彼らはほとんどが自らの意思で入所を希望した貧民であり、オピタル・ジェネラルの巡邏により物乞いしているところを捕捉され、連行される貧民は少なかった。各地方の代表的なオピタル・ジェネラルを選んで、入所者の相貌を描いてみよう。

ピカルディ地方では、アミアンのオピタル・ジェネラル（一六五四年開設）は前述の通り、専ら身障者、老齢貧民、寡婦、孤児を受け容れた。開設一世紀後の入所者数は三〇〇人だが、うち半分はこれら労働不能の老齢者と寡婦、残り半分は子どもであった。[Leconte, p. 78] 同じくノワイヨンのオピタル・ジェネラル（一六五七年

開設)は、一七世紀のデータはないが一七七〇年には一三八人の入所者のうち、成人の貧民が四八人、残りが五歳から一六歳までの児童と少年少女であった。この子どもには教理問答のかたちで宗教教育と初等教育を受けさせた後、街の職人や親方を招いて実技で手職を身につけさせた。サンリスとスワソンのオピタル・ジェネラルはよく似た構成で、入所者は一五〇人から二〇〇人であり、成人と子どもが半々であった。子どもは七歳から二〇歳までの少年少女たちで、女子は織布や編み物作業に、男子は靴職など職人仕事に従事した。[Lecomte, p. 387]

フルターニユの州都レンヌのオピタル・ジェネラル(一六七八年開設)も、基本的には労働不能貧民と子どもを收容した。一七世紀の資料はないが、一七二八年以降数年間については資料が残っており、入所者の構成が分かる。それによると、收容者の八〇〜九〇%を占めたのは、地元の労働不能貧民と子どもであり、残りの十数%が一七二四年王令の求める「身体壮健な貧民」であった。⁸⁾「壮健で労働可能な貧民」のオピタルへの入所を許した右の王令に、レンヌのオピタル・ジェネラルはかたちだけ恭順の意を表したのである。レンヌ司教区にあるヴ

(8) レンヌのオピタル・ジェネラルの入所者の構成は、一七二八年が労働不能貧民二〇二人、子ども一九四人、その比率は計八二%、二九年が同二一〇人と二二二人、計八五%、三〇年、二二八人と二三九人、計八七%、三一年、二三人と三四六人、計八九%である。労働不能貧民の安定した数は右の主張を裏付けているように思える。

また、レンヌの東方四〇kmにあるヴィトレのオピタル・ジェネラル(一六七八年開設)は、地方長官の再三にわたる脅しともとれる通告にも従わず、地元の労働不能貧民と子どもだけを受け容れ、巡邏が捕らえた壮健貧民は街の監獄に連行させたという。[Nougaret, pp. 216-219]

イトレヤフジェールのオピタル・ジェネラルは、地方長官の強い要請にもかかわらず、二四年王令には素直に応じず、これまで通り、地元の「恵まれない人々 *deshaïres*」だけしか受け入れなかった。

オーヴェルニュのリオン徴税管区には、計七つのオピタル・ジェネラルが開設された。この地方はフランスのなかでも貧しく、先の拙稿でも見たように、年間を通じて季節出稼ぎや行商そして物乞い貧民の多いところだった。こうした事情に鑑み、地方長官グランヴィルは、財務総監ドダンの抑制論を説き伏せて、小規模なオピタル・ジェネラルを複数設置する方針を実践した。地元貧民だけではなく、出稼ぎ農民や行商人が街道筋で物乞いする慣行を熟知していたので、彼らにパンとベッドを提供する「宿坊」の役割も与えようとしたと見られる。オーヴェルニュの大都市クレルモン・フェランやリオンなどではオテル・デュと別に、オピタル・ジェネラルが開設されたが、イソワールやティエールなどの小都市ではオテル・デュを母体にオピタル・ジェネラルが創られた。ここではイソワールのそれを紹介する。

イソワールでも、一七世紀後半に生活苦に喘ぐ住民が街を流浪し住民を怯えさせた⁽⁹⁾。そこでベネダイクト派の司祭が町の有力者と協議して、オテル・デュを改造し、困窮貧民にパンと宿を提供した。市参事会もこれに賛同し、これを母体に一六七一年にオピタル・ジェネラルが開設され、国王からの特認状を得た。イソワールのオピタル・ジェネラルはベッド数三〇と小規模であり、収容者は最大でも五〇人程度であった。入所記録が不備のため、入所者の相貌を通時的には把握できないが、一七二六年の延べ入所者は七一人、うち貧民病者は三五名、翌二七年から三〇年までの期間は年平均二八名のうち一八人が貧民病者であった。他には乞食や捨子・孤児などであった。

貧民病者が半分以上を占めるのは母体がオテル・デュだったためである。そして彼らはすべて自発的に入所した住民であった。病者がどんな病気に罹っていたかは不明だが、不治の病や癩病患者、精神障害者、盲人の病者は入所できなかった。また重篤な病者は入所していなかったと思われる。というのはここには暫くの間常駐する医師がいなかったからである。漸く一八世紀半ばに外科医が着任するが、記録によれば医学的知識も技術も未熟で、「瀉血と傷に包帯をまくことしかできない」外科医だった。どうしても必要なときは、遠方のリオンからの往診を頼んだ。こうした訳で、入所した病者には、看護修道女^{シスター}が町の薬局で購入した軟膏や水薬、煎じ薬などを処方したと云う。[Bellande, p. 73, 150]

マルセイユには一六三九年創設の慈善団体「愛徳聖母院 Hôpital Notre-Dame Mère de Charité」がこの都市の貧民扶助に当たっていた「府中望、p. 94」。一六七〇年と七四年の厳冬は、穀物栽培だけでなく葡萄やオリヅ栽培にも深刻な打撃を与えたので、近隣農村地帯から大量の難民が、この町に生活の糧を求めて押し寄せた。飢えの恐怖に曝された貧農などは、遠くラングドックやプロヴァンス高地から、数十キロときには一〇〇キロ以上の道程を歩いて、エクスやマルセイユにやって来た。旅の途中の街中では物乞いし、街道筋の畑から農作物を盗んで空腹を満たした。エクスやアプト、タラスコンなどの小都市は、これらよそ者貧民が町に入ることを実力で阻止したが、マルセイユは市門が多い上に、水路でのアクセスも可能なので、よそ者の侵入を阻止することが難しかった。

(9) インワールの人口は一八世紀半ば頃や三六〇〇人ほどだった。[Bellande, p. 147]

マルセイユ市当局は彼らの排除を目論み、愛徳聖母院の巡邏にその捕捉を命じた。捕らえられたよそ者貧民は司祭の叱責をうけ、「今後は物乞いしない」との誓約をして放免された。だがこの誓約はすぐに反故にされたので、市当局はヨリ厳しい措置を採った。町を出ないよそ者貧民には鞭打ち刑ではなく、身体に烙印を捺すと警告したのである。[Blanc, pp. 98-110]

貧民は周辺農村から流れ込んだ者だけではなく、この町にも生まれていた。地場産業の石鹼やかつら製造業、商業の不振などの影響をうけて窮乏極まった労働者や職人、小商人などである。彼ら「隠れ貧民」は、プロヴァンスでは「慈悲のこころ ミゼリコルディア Misericorde」という団体により在宅救済を受けていた。

こうした事態を憂えた市の有力者らは六二年王令に従い、愛徳聖母院をオピタル・ジェネラルに格上げすることを決め、一六八七年に「マルセイユ・シャリテ・オピタル・ジェネラル」という名称に変えて救済に乗り出した。入所者の構成は、一七二四年以前は資料がないので不明だが、二四年王令以後の一〇年間は、王権の強い求めに応じて入所者記録簿が作られたので、我々も知ることができる。

それによれば、入所者数は年間平均三〇〇人余で、これが「扶助を受けた乞食」と「拘留された乞食」に大別される。後者の「拘留された乞食」というのは、二四年王令が標的とした「身体壮健な労働可能貧民 *pauvres valides*」で、街道や路上などで物乞いしているところを、マレシヨセ（騎馬憲兵隊）や巡邏により捕捉連行された貧民である。その大部分はマルセイユの外から来たよそ者貧民であった。（次章）その数は年により変動が大きいのだが、この間の平均で一四〇人程度である。

前者のオピタル・ジェネラルで「扶助を受けた貧民」は、「老齢や身体障碍などの理由で労働不能の貧民」と

子どもに分けられる。そして、労働不能貧民がこの一〇年間平均で五〇〜六〇人で推移しているのに対し、子どもの数は当初の六〇人から年ごとに急増し、三二年には一五四人に達している。[Blanc, pp. 112-119] 資料不備で断定はできないが、労働不能貧民の数が全期間を通じて安定しているのは、このカテゴリーがオピタル・ジェネラルの「顧客 clientèle」であることを示唆しているように思える。他方、子供数が変動著しいのは、何らかの事情で親が我が子の養育を放棄・断念したからか(捨子)、それとも一七二〇年のベスト大流行で親を失った子ども(孤児)かと想像されるが、断定はできない。

付言すれば、一七二四年からの一〇年間は、オピタル・ジェネラル通史の上では王権の強い介入があった時期だった。この時期を一応度外視すれば、地方都市のオピタル・ジェネラルは、これまで縷々述べ来たように、労働不能貧民の最期の安息所であり、養育放棄された子どもらの避難所だったと云える。

とは云え、なかにはある意味で王令の意図に適うオピタル・ジェネラルもあった。その事例を二つ紹介する。

一つは、ノルマンディ地方の海港都市ル・アーヴルに開設されたオピタル・ジェネラル⁽¹⁰⁾(一六六九年開設)である。当初は老若男女を問わず、労働可能かどうかも問わず、貧民を受け容れていた。入所者の規模は時代を経るに従い大きくなり、一七〇〇年頃は二〇〇人、一八世紀半には四〇〇人を受け容れた。一七四〇年当時の入所者の構成は、老齢者など一二人(男五五人、女五七人)、労働可能な男子青壮年一一〇人、労働可能な女性と子連れの母親一五四人、乳飲み子六二人であった。[Martin, p. 81] この特徴は、例外的に男女ともに「労働

(10) 正式名称は「サン・ジャン・パプティスト・シャリテ・オピタル」である。

可能な貧民」が多いことで、これは後述するように港湾都市に特有な仕事があったためである。

ルーアンのオピタル・ジェネラル（一六八一年開設）も、パリのオピタル・ジェネラルに似て、多様な恵まれない人々を収容していた。一七〇〇年には乳児を別として、既に収容者約二千人を数えたが、その後もほぼこの規模で運営された。その構成は通時的には分らないが、一七七七年の収容者構成は概略次のようになっていた。男性棟には五八〇人、女性棟には一三八〇人が居住していたが、その六〇％が労働不能者であった。つまり、身体の弱った高齢者、壊血病、麻痺、癩癧、疥癬、性病などの病者、それに瘰癧を患う子ども、精神病者などである。性別では圧倒的に女性が多く九五〇人、男性は九一人である。残り八四〇人は七歳から二〇歳までの青少年で、厨房、洗濯、靴修理、看護などの院内の雑役に従事する者と、綿糸・綿布の製造と裁縫など院内労働に従事する者たちだった。⁽¹¹⁾ [Hutton, p. 150]

注目されるのは、パリのサルペトリエール館と同じく、「精神を病む人」が無視できない程に入所していた事実である。一つは、「鎖に繋がれた精神病患者」であり、もう一つは寄宿料 *pension* を払って入所している精神病患者である。その数は前者が女性ばかり四〇名、後者は男女数名である。前者は発作時に暴れるなど、やや重症の精神疾患かもしれないが、詳しいことは分からない。これら精神病患者はパリのサルペトリエール館と同じく、一般棟とは別の小屋 *loges* に居住した。一七三三年に新たに一〇棟が建てられ、計二三棟の小屋が用意されていた。[Hue, p. 87]

また、この一七七七年の入所者メンバーには現れていないが、一八世紀の半ば頃には、「不行跡の放蕩女性 *debauchees*」が、一般の貧民とは別の部屋に監禁されという。これは統治権力が強制的に入所させたのではな

く、家族や親族が申請し、それを高等法院が裁判所が審査し、その必要性を認めて裁決して、家族が一定の寄宿料を払うことに同意して入所させた者であった。

入所申請理由が判明する史料は僅かしかないが、「身体に障害のある放蕩者」の二五歳の女性、「家事使用人との間に三人の子どもをもうけた」三七歳の女性、「飲酒が大好きな」六四歳の女性、「既婚の男と情を交わした」二四歳の女性、「夫を騙した」二六歳の女性、「痴呆の子どもを産んだ」三三歳の女性、等である。[Hue, p. 87] これだけでは彼女たちが本当に「不行跡でふだらな女」とは判断できないが、当時のフランス社会の規範では、「インモラルな女」と判定されたのかも知れない。しかし実際は、町の名門家族が家門の恥を心配して、外聞の悪い娘や妻を「厄介払い *so débarrasser*」したと云われている。「放蕩者 *debauchés*」の烙印を捺されたのが、すべて女性たちであるところに、女性蔑視と性差別の実態が垣間見える。⁽¹¹⁾

加えて、当オピタル・ジェネラルは、一七五六年には、当市に駐屯する陸軍連隊で性病に冒された兵士の受け入れを強要された。オピタル・ジェネラルは元より病院ではなかったから、理事会はこれに激しく抵抗したのだが、兵士の看護費用を王権が負担するとの条件で、受け容れざるを得なかった。

(11) 当時ルーアンは、ミユールーズと並ぶフランス綿工業の主産地の一つで、「粗綿布 *rouennerie*」を製造し国内市場だけでなく海外植民地へ輸出していた。

(12) ナントのオピタル・ジェネラルにも、高齢者や捨子だけでなく、精神障害者や「不行跡の女性」も収容された。その規模も一八世紀半ばの四〇〇人から革命前夜には六〇〇人に達した。[Paultre, pp. 243-248]

(3) 虐げられる捨子

オピタル・ジェネラルの顧客の一つが子どもたちであった。前述したように、ピカルディやブルゴーニュ、ノルマンディなどのオピタル・ジェネラルでは、入所者の半分が子どもであった。この子どもらはどんな氏素性の子どもなのだろうか。容易に想像されるように、ほとんどが広義の捨子であり、少しばかり孤児が混じっていた。

「子捨て」は、すでに中世フランスに遍く見られる貧民の悪習の一つだった。中世史家のジャン・ピエール・ルゲは述べている。「この時代には姦淫は必ずしも罪悪と見なされなかったにしても、また『芝草の上の愛』は現実の潮流になっていたにしても、嫡出ではない子どもの妊娠や出産は恥辱や不名誉の原因になり、多くの独身の娘、若い寡婦、主人によって籠絡された小間使いなどの世評と生活を打ち碎いた。その結果、〈中略〉社会的拒絶から免れようとする願望から、これら不幸な女たちは出来るだけ長く妊娠の事実を隠し、次いで胎児を始末し、最後は殺害や遺棄に追いやられることになった。」[ルゲ、p. 182]

子捨ては目立たぬように夜陰に乗じて、しかし矛盾するのだが、すぐに通行人や家人に見つかって拾われるように、街路の端、教会の階段や柱廊の根方、市場などを選んで行われた。つまりオテル・デュや慈善団体、あるいは有徳の家に引き取られて養育される淡い期待が籠められていたようである。

一五世紀のフランスでは、苦境に立たされた貧民夫婦が、或いは未婚の母が、全国至る所で「望まぬ子」を捨てた。とくにパン価格が高騰すると、養えない我が子を「遺棄した」。一四八一年三月のアミアンでは、「麦や生活必需品が暴騰すると、市立施療院や聖ヨハネ施療院には二〇〇人ももの哀れな子どもたちが収容された」。シャ

ルトルでは一四六八年以降捨子の数が年々増えて、平均一六人に達し、さらに八三年には三七人まで達した。そして、九四年には捨子の四分の三が一〇歳までに死んだという。〔ルゲ、p.183〕

一七世紀以降も子捨ての風習は一向に衰えず、むしろその勢いを増し、大革命前夜にはフランス全土で約四万人の捨子が生まれ、そしてあらかた幼児のうちに死んだという。この間フランス社会は捨子問題の深刻さを次第に認識するようになるが、有効な手立てを講ずることはできなかった。⁽¹³⁾

子捨ての構造

捨子は嫡出子と非嫡出子に大別される。圧倒的に非嫡出子が多いのだが、一八世紀後半になると嫡出子の捨子が増えてくる。そして非嫡出子の捨子は大半が新生児であるのに対し、嫡出子の捨子は幼児ないし児童が多いという傾向が認められる。

まず非嫡出子の捨子を見てみよう。これは正式な婚姻関係を結ばない両親から生まれた子どもである。右のルゲの引用にあるように、自由恋愛と男女の性的結合に寛容なフランス、加えてパテルナリズムと男尊女卑の風潮の強かったアンシアン・レジーム下のフランスでは、婚外子が叢生するのがある意味で必然であった。そして、

(13) 革命期に創られたかの乞食委員会 *Comité de Mendicité* は、大雑把だが主要都市の捨子数を次の如く見積もっている。パリは突出して多く八千人、以下リヨン二千人、ボルドー六〇〇人、マルセイユ五〇〇人、ルーアンとル・アーヴル併せて四〇〇人、オーヴェルニュ全体で八〇〇人、レンヌなどブルターニュで一〇〇〇人、エックス、プーアルジュ、ディジョンなど各三〇〇人などである。〔Hutton, p. 318〕

その全責任を押し付けられたのは女性であり、最大の犠牲者は子どもたちであった。

非嫡出子は農村よりも都市部に圧倒的に多かった。一八世紀後半の数字では、農村の非嫡出子の割合が全出生の1%なのに対し、都市では10%を超えていた。「藤田苑子、p. 20」トゥノンが蒐集した資料を検証したシャムー女史によれば、パリの嫡出子と非嫡出子の割合は、一八世紀初めには九一对九だったのに、その後は非嫡出子の割合が急上昇し、一八世紀半ばには最大で二五%にも達したのである。⁽¹⁴⁾ [Chanoux, p. 422]

その理由は、都会は田舎出の娘たちに多くの就労機会だけでなく、男女交際の機会も提供していたからである。そうした常識的な理由のほかに、農村で性的な関係をもちやがて妊娠した娘や寡婦の多くは、世間体を憚って農村で出産することを避け、町で密かに出産する道を選んだからである。妊娠した娘らは産み月が近くなるとひそかに町に来て、産婆の家で、あるいはオテル・デユなどで出産したのである。⁽¹⁵⁾

若い娘が未婚の母となり、やがてその赤子を捨てる最もありふれたパターンは、以下のように纏めることができる。⁽¹⁶⁾ 都会で最も需要のある働き口は、ブルジョワや商人、富裕な親方や職人宅に、一年契約で「家事使用人 *domestique*」として住み込むことであった。このほか、工場やアトリエで、紡績や織布の女工、レース編み、お針子などの縫製仕事などがあった。彼女たちは、祭日などに同郷の仲間と連れ立って街に繰り出し、若い仲間職人や徒弟、家事使用人の男たちがいる場所を選んで散歩し、話しかけられるのを待った。やがて若者同士はカップルになり、カフェや居酒屋で交流し、お定まりの恋愛関係になり、そして「芝生の上で愛」を交わし、懇ろな関係となる。そして妊娠するが、ほとんどの場合男に捨てられるか、逃げられた。

また証言で多いのは、住み込みの家事使用人の場合、雇主がその立場を利用して性的関係を強要することだっ

た。時には性的暴行^{レイプ}もあった。また雇主の息子が、結婚など甘言を弄して性的関係を迫ることもしばしばあった。そして娘が妊娠したことが判ると、男は軍隊に入隊したり、職探しと称して出奔し、結婚の約束は反故にされた。身籠った娘は雇主やその妻からも不埒者と非難され、契約終了を待たずに解雇されたという。⁽¹⁷⁾ [Forest, p.

(14) もう少し丁寧に引用すれば、一七一三〜二三年期には、パリの出生総数一九八千人、うち嫡出子一八一千人、非嫡出子一七千人だったのが、一七六五〜七四年期には、出生総数二五五千人、嫡出子一九一千人、非嫡出子六三千人へと推移した。非嫡出子は絶対数で三・七倍に、割合で三倍に増加した。その後は絶対数でも相対比率でも減少する。

[Chamoux, p. 422]

(15) フランドランは一六世紀から一八世紀にかけて、フランス全体では内縁関係の禁止により、私生児の出生数が減少したという。ところがすぐ後で、都市ではその出生率は顕著に上昇したと、矛盾することを述べる。「フランドラン、pp. 270-273」それはともかく、未婚の母とその非嫡出子の運命が、苛酷なものであったという指摘は頷ける。そして都市では私生児出生率が上昇したのは、捨子の受け容れ体制が整っていたためであった、という指摘も間違いではない。だがその「受け容れ体制」は子どもを大切にしているものではなかったことは、本稿で見ると通っている。

(16) 未婚の母と捨子についてはすでに多くの研究蓄積があるが、本稿は次の文献を参照した。[Hufon, pp. 318-350; Chamoux, 1973; Nougaret, 1989; 藤田苑子, 1994; 二宮宏之, 1986; Lallemand, 1885; Bardet, 1973; Payronnet, 1976; Delassé, 1975; Mellichamp, 1989; Forrest, 1981; Sandrin, 1982; Baulant, 1979]

(17) パリの東方モアの村落を考察したボーランによれば、家事使用人や雑役婦らが主人と性的関係をもち妊娠しても、男たちは決して孕ませたことを認めもせず、したがって責任を負うことはなかった。慣行では立証責任はすべて女性の側にあった。それゆえ、妊娠が発覚すると彼女たちは直ちに追放された。[Baulant, p. 106]

出稼ぎに町に出た娘らは妊娠したと判つても、田舎の親許に帰らない（帰れない）者が大半だった。カトリックの教えでは墮胎や中絶は道徳的な罪として厳しく禁じられていたし、またその手段は危険を伴うものだったが、なかには麦角やリユーという薬草を煎じて飲んだり、瀉血をして、ひそかに子どもを墮^オそうと試みるものもいた。[藤田、p. 120] だが多くは効果がなかったようだ。そして、月が満ちると裏通り住む産婆の許でひそかに出産した。

もつとも、未婚の母がすべて我が子を捨てる訳ではもちろんない。例えばレース編みや織布女工で、家もありそれなりの収入もある女性は一人で、ときに慈善団体から衣服や食糧など現物支援を受けて子どもを育てた。

[Hufon, p. 326] ルーアン市のように、貧しい多子家庭が新たに子どもをもうけた場合、三人目から一年間「家族手当」の如き金銭を支給するところもあった。⁽¹⁸⁾ [Bardet, p. 24]

しかし、大部分の未婚の母は、とても独りで子どもを養育する経済力はなかった。たとえ住む家があったとしても子どもを抱えて働くことは不可能であった。産婆の家で出産した娘らは、自らあるいは産婆の助けを借りて、子どもを捨てるか、パリやレンヌのようにオテル・デュカオピタル・ジェネラルに預ける途を選んだ。ルーアンのオピタル・ジェネラルのように「回転籠 *le tour*」があればそこに、なければ昔と同じように教会前の階段や教会内の柱廊の端に、修道院や旅籠の前にそつと遺棄した。その際、ボロの産着などに、ハンカチや紐の切れ端、リボンなどが付けられていたり、添え書き *billet* が挟まれていたりした。それは捨てる新生児のお守りかも知れないし、或いはいつか引き取りに来るかもしれない時の「目印」かも知れない。或いは我が子を「神に委ね

る *les recommandations*」意思の表れだったかも知れない。¹⁹⁾

忌まわしいことだが、捨てられずに秘かに抹殺される非嫡出子も相当数いた。産婆のなかには託児所を経営するものもいて、表向きは非嫡出子の赤子を低料金で世話するとしながら、実際は未婚の母に代わって赤子を秘かに「始末する」闇の仕事に手を染めていた。こうした産婆は「マトローヌ *matrone*」と呼ばれた。

(18) バルデは、これを現代フランスの「家族手当の先駆け *allocations familiales avant la lettre*」と呼んで評価しているが、この制度がいつ頃始まり、どのように運用されたかは不明である。ただ制度の趣旨は、それまでルーアン市で生まれた子どもが、捨子でなくともほとんどが農村の乳母の許で哺育されたのだが、これを漸次生みの親が自分の家庭で哺育することを促すことであつた。そしてその効果はあつたようだ。この評判を聞き及び、「近隣の村から貧困家族がこの町に移り住んでいる。」とオピタル・ジェネラルの理事会はいう。

(19) 一八世紀になると中世のように道端に乱暴に捨てる「不届きな親」は滅多にいなくなつたという。産着にはこの他「奇妙な物」も付けられていた。羽飾り、白い真珠、蠟燭、豚の耳、メダル、ハートのエース、小さなキリストの十字架などである。また「添え書き」には親の願いが記されていた。「止むにやまれずこの子を捨てることになりました。」²⁰⁾「どうか大切にお世話願います。」²¹⁾「事情が許せば引き取りにまいります。」²²⁾など。

次の添え書きは嫡出子の捨子だが、親は教養人かも知れない。「私は今日一月七日合法的な結婚により生まれました。父と母は極度の貧しさに喘ぎ、洗礼も、幼少期に受けさせるべき種々の秘跡も与えることができませんでした。私を捨てることは最も恥ずべき悲しみであり、沈痛なことです。やがて、天の恵みがあつて、私を家族の許に呼び戻してくれることを祈っています。」²³⁾ [Baudet, p. 38; DeJassel, p. 210] だが、後に引き取りに来る親は一〇〇人のうち一人か二人だったという。

一八世紀末、レンヌの上座裁判所付き国王検事トロンジヨリは、当市のサン・ティヴ病院などに査察に入ると同時に、教区司祭や産婆など関係者に聴き取り調査をおこなった。かれが耳にしたのは、産婆の取りあげた未婚の母の子どもらが多数、乳もでない村の女たちに渡されて、その多くが短い期間のうちに死んだという話だった。そこでかれは教区簿冊を丹念に調べ上げ、サン・テリエという小教区では一七七六年以後の五年間に、一〇〇人の非嫡出子の新生児が洗礼も受けずに死亡し、埋葬されている事実を見つけた。しかも大半が生後数日ないし数週間うちに埋葬されていた。八名の闇稼業の産婆（マトローヌ）が、村の女たち七名に新生児を引き渡していたことがわかった。ある庭師の妻は五年間で実に三四人の新生児を預かり、すべてを死なせていた。また別の女は一七八〇年の一〇ヶ月の間に八人の新生児を預かりすべて死なせていた。⁽²⁰⁾ [Hutton, p. 327]

トロンジヨリは、乳母を騙る村の女たちが新生児らを「手にかけて殺した」とは明言していないが、その行為は明らかに「新生児殺し infanticide」であろう。生後間もない赤子に授乳もせず、ほったらかしにすれば、数日で息絶えることは自明の理だからである。

ところで、捨子には嫡出子ももちろんいた。財産をもたない庶民にとって、結婚し家庭を築くのは難事であったが、子どもをもうけ養育するのはさらに大変なことだった。⁽²¹⁾ 避妊の慣行がない時代、そして墮胎や中絶が厳しく禁じられた時代に、新たな家族が一人増えることは、慶事だが同時に大きな負担でもあった。

アンシャン・レジム下の庶民は、どこでもパンは小麦のパンではなくライ麦パンを常食していたが、子沢山の家では子どもにライ麦パンを食べさせ、親は「麩入りのパン pain de son」を食べるのが普通だったという。⁽²²⁾ こうした庶民の暮らしは少しの状況変化でも壊れる脆さを内包していた。稼ぎ手の父親（或いは母親）の病気や

怪我、早逝、家出などで収入の道が途絶えると、母親は子どもを抱えては賃仕事に出られない。飢えに曝される家族は物乞いするか、乞食がご法度となつてからは幼児を捨てるか―運が好ければオピタル・ジェネラルに収容される―或いは一家全員でオピタル・ジェネラルにお世話になるほかはなかった。

こうした個別事情での子捨てのほかに、一八世紀に顕著になる傾向は食糧危機に伴う捨子の増加であった。一七世紀末から一八世紀にかけて断続的に起きた悪天候による凶作と、それに便乗した穀物投機で穀物価格、とく

(20) 藤田苑子もこのトロンジョリの証言集を存分に利用しているが、この事実については言及していない。氏は、トロンジョリの調査がレンヌの病院行政に対する告発を意図した、「ためにする証言集」だとして、警戒の眼差しをもつて見ている。「藤田苑子、p.190」そのためか、ハフトンが引用した右の事実もネグレクトしている。

(21) フランドランは、若者が結婚し親から独立した家庭をもつには、男も女も相応の財産がなければ無理であったという。男は農業であれ、商業や手工業であれ、「仕事の基盤を固めるまで結婚を差し控えた」し、娘も「財産の一部を持参金としてもつていかない限り夫を見つけることはできなかった。」と述べる。「フランドラン、p.274」そして一八世紀に実質賃銀の低下につれて捨子が増えるのは、人々が「ヨリ一層不用意に結婚するようになった」からで、その揚句、親は養えないと判断すると嫡出子だろうと子捨てをしたのだと切り捨てる。「フランドラン、p.277」だが私はこのようなシニカルな見方には同意できない。民衆の生活基盤の脆弱さへの配慮がまったく欠けているからである。

(22) そのお蔭で悪性の腐敗熱に罹るものがいたという。[Hufon, p.329] フランスの民衆が「白い小麦のパン」をふんだんに食べられるようになるのは一九世紀末である。ロシア産と北米産の小麦が交通運輸革命のお蔭でヨーロッパに安価に大量に輸入されたためである。以下の論文参照「大森弘喜、1975」

にライ麦価格は高騰した。すると庶民の生活は途端に窮迫し、子どもを養えずにオテル・デユやオピタル・ジェネラルに捨てる者が続出したのである。⁽²³⁾

この傾向はパリなど大都会では他の攪乱要因も作用しているので顕著ではないが、地方では明瞭に認められた。レンヌについては藤田苑子の詳細な研究がある。それによれば、この地方では一七七二年と八二年、八五年にライ麦価格が平年値よりも一三〇%ないし一二〇%ほど上昇した。これに連動するかのようには、サン・ティヴ病院の嫡出子収容人数が、七二年と八二年には通常の二倍近く、八五年では一五〇%に増加した。とくに七二年にはライ麦だけではなく小麦もソバも不作で、例年の半分ほどの作柄だった。⁽²⁴⁾ 飢えに苦しむ住民は、養育できない子どもをサン・ティヴ病院に預けた。それまで嫡出子の受入れは月平均一〇人以下だったのに、七一年一二月以降は、一四〜一五人に急増した。逆にライ麦価格が値下がりする七三年と七九年、八七年には、同病院の嫡出子の収容人数は平年の半分にまで減少したという。〔藤田苑子、p. 236〕

ライ麦価格の変動と捨子の相関関係がより明瞭に認められるのは、中部の都市リモージュの場合である。ペロネによれば、当市の捨子は一八世紀前半にはすでに増えはじめており、一七三〇―三四年には月平均で四・七八人だった捨子が、五三―五七年期には同一六人と三倍に増加した。しかしこの間ライ麦価格は比較的安定していた。すなわち同期間スティエ当り二・七七リールから二・八七リールへ僅かに値上がりしただけだった。

ところが、一七七〇年にはライ麦の不作で、価格は同八・二〇リールに高騰し、五三年時の実に二・八五倍になった。これに連動して捨子数も月平均四六人に、同じく二・八七倍に大きく増加した。この傾向はその後も続き、七七年にはライ麦価格が五・五八リール（五三年比一・九四倍）に、捨子数は三七人（同二・三一倍）

になったし、八九年にはライ麦価格は八・三三リーヴル（五三年比二・八九倍）、捨子数は七十二人（同四・五倍）になった。[Peyronnet, p. 428]

ライ麦パン価格の高騰で餓死に怯える貧民層が、我が子をオピタル・ジェネラルに養育して貰う手段を採ったと見て間違いなからう。まず最貧層がその先頭に立ち、食糧危機が長引くにつれ子沢山の家庭が続いたと思われる。それを窺わせるデータが捨子の年齢である。

一七三〇―三四年時の捨子の平均年齢は二歳七カ月だったが、五三―五七年時には五歳六カ月と上がり、さらに七〇年には一一歳四カ月、八九年には一一歳五カ月へと上昇した。これまでの考察では、未婚の母が産んだ非嫡出子は生後三日以内の「新生児 *nouvellement nés*」として捨てられることが多かった。これをリモージュのオピタル・ジェネラルについて見ると、一七三〇―三四年時にはその割合が捨子全体の三九%だったが、五二―五七年時には二六%に、七五―七九年時にも二六%に減じた。[Peyronnet, p. 429] つまり非嫡出子の捨子は相対的に減少したのである。そのことは翻って、嫡出子の捨子が相対的にも増加したことを意味する。捨子の平均

(23) 一六九三年から翌年にかけての厳冬と凶作による大飢饉、一七〇九年の厳冬による大飢饉、一七二五年の冷夏と長雨による凶作と飢饉、一七七〇年の穀物不作と不足、一七七五年の小麦粉戦争、一七八八年の天候不順による凶作などである。

(24) 教区司祭のなかには、住民の飢えを凌ぐためコメの配給を当局に望むものもいた。「藤田苑子、p. 238」コメは当時のフランスでは家畜の飼料であり、通常は庶民も食べなかった。食べると奇妙な病気に罹ると思われていた。そのコメを食べる程窮迫していたということである。

年齢が右に見たように、この半世紀余の間に三歳未満から一二歳未満に上昇したことはその証拠であろう。ライ麦パンの価格が三倍から四倍に高騰し、親が子どもに十分な量のパンを食べさせられなくなり、これまでは何らかの形で家計を支えてきた児童らを手放し、オピタル・ジェネラルに預けざるを得なかったと思われ⁽²⁵⁾。それが貧民家族の生き延びる手法の一つであった。

新生児や乳飲み子、幼児や児童の捨子は、地方ではオテル・デュヤオピタル・ジェネラルに捨てられ收容された。親が信仰心の篤いクリスチャンであれば、洗礼を受けさせてから捨てることもあったが、多くはその手続きを欠いていたので、施設の側が教区司祭や施設付き司祭に洗礼式をやらせた。当時のフランスでは洗礼式は不可欠な手続きであり、これを受けなければその子は魂を失い、死に至り地獄に堕ちると信じられていたからである。受洗証がない捨子にはオピタルが適当に姓名を付けた。名前は代父や代母などの名前を貰い、姓の方は捨てられた場所や通りなどから連想した名が付けられた。例えば、「柳の枝で造られた籠 *osier*」に入れられた捨子なので「*Losier*」^(ロジエ)とか、「門扉 *porte* の傍に捨つられていたので、「*Delaporte*」^(ドラポルト)などと云った具合である。⁽²⁶⁾「*Sandin*」^(サンディン)、⁽²⁷⁾「*Sandin*」^(サンディン)、⁽²⁸⁾藤田苑子、p. 254」^(フジタ)こうして、名前がつくと、推定年齢、発見された日時と場所などと共に登録簿に記入された。捨子には識別のためネックスレスが付けられた。その一端に鉛のメタルが付いており、そこに識別番号が刻印された。

手続きが済むと、オピタルやバリ捨子養育院などではできるだけ早く、新生児や乳幼児を田舎の乳母の許へ送り出そうとした。院内に住み込む乳母はどこでも少なく、とても新生児すべてに授乳できなかつたからである。そこで人工哺乳するのだが、それも不衛生で消化の悪いものだったので、乳母に預けられる前に亡くなる子どもが

かなりいた。この点は後述する。どこのオピタル・ジェネラルでも、捨子乳幼児を乳母の許に届ける「運び屋 *meneur*」がいた。彼らは郊外の農村に住み、教区司祭にも顔が利き、経産婦や乳飲み子をもつ女たちの情報にも通じていて、これをオピタル・ジェネラルの出納係などに伝えていた。つまり、彼らは単に「運び屋」ではなく、オピタル・ジェネラルと乳母を仲介する「乳母斡旋業者」であった。

新生児や乳児は農村の乳母の乳を飲み、離乳した幼児は里親の許で四歳ないし七歳くらいまで養育され、「生きていれば」、オピタル・ジェネラルに戻ってくる。今度はそこで介護の修道女システの世話を受けつつ、司祭からはキリスト教の教理問答により信仰心を教え込まれ、教師からは初等教育を受ける。パリの場合を例に引くと、六〜八歳は祈りとアルファベットを、八歳から一〇歳は読み方、一〇歳から一二歳は書き方と計算、一二歳から一五歳には上記の課程に加えてグレゴリオ讃歌などを学ぶ。初等教育を受ける傍ら労働も課せられるが、これはオピタル・ジェネラルにより異なる。院内にアトリエやマニユファクチュールをもつ大きなオピタル・ジェネラルでは、少年には将来職人として自活できるように、技能訓練を兼ねてさまざまな仕事が用意されるが、小さいオ

- (25) バルデによれば、ルーアンでもリモージュほどではないが、右の相関関係が見られるという。つまりパン価格の高騰が、比較的年高のいった子どもの捨子増加をもたらすという現象である。その場合ほとんどが嫡出子であり、しかも一時的な捨子であることが多いと云う。[Bardet, p. 26]

- (26) 一七一七年十一月のある夜更け、パリのノートルダム広場に接するサン・ジャン・ル・ロン教会前に、縦の木箱が置かれ、なかに男児が入っていた。この捨子が後の百科全書派のグランペールであるが、洗礼名は教会の名前をとって「ジャン・ル・ロン *Jean le Rond*」と付けられた。その後かれは後述のラ・クーシユで養護されたのである。

ピタル・ジェネラルでは手すさび程度の仕事を与えるに留まる。女兒には、町の家事使用人になるためのイロハや、織維関係の仕事させるところが一般的である。院内労働については次節で述べる。

こうして手に職をつけた捨子たちは、成人になつてオピタル・ジェネラルを退所してゆく訳だが、その数は余りにも少なく、成人に達する前に九割が命を終えてしまふと云われた。というのは、新生児や乳児を農村の乳母・里親に預けるこの習俗は、至る所に死の危険が待ち構えていたからである。その前にバリの捨子養育院について一瞥を加えておこう。

バリの捨子養育院

近世のバリにはすでに孤児や捨子の姿が目につくようになっていた。バリの高等法院は幾たびか裁決をくだし、裁判権をもつ都市領主に捨子や孤児の救済をするように促していたが、効果はなかつた。フィリップ一世の頃、パリで捨子を收容し養育する施設は、オテル・デュヤオスピス・トリニテ、「赤い児のオピタル Hôpital des Enfants Rouges」であつた。オスピス・トリニテは前述のバリの大貧民局の付属施設で、元は巡礼者の宿泊所であつたものが、一六世紀に親が育児放棄した子どもらを收容する孤児院に転用された。高等法院はこの子どもらに青い制服を着用することを命じたので、「青い子ども enfants bleus」と呼ばれた。オスピスでは聖務日課に基づき宗教教育を施し、一定の年齢に達した子どもは町の職人の許に徒弟にだし職業を身に付けさせようとした。「赤い児のオピタル」は一五三六年に創設された施設で、外国人の親がパリで産んだ子どもで、親が死亡したために生きる手段を失つた孤児らを收容した。だが婚外子は除外された。この子どもには赤い服を着せたので、

オピタルにこの名称がついた。[Sandrin, p. 34]

その後も捨子の増加は止まず、しかし都市領主はその救済に熱意を示さなかったので、民間の篤志家やカトリック信徒団体がその事業を引き受けた。その代表がサン・テスプリ修道会 *Ordre hospitalier du Saint-Esprit* である。この修道会は男子だけの修道会で一二世紀末の創設だが、貧しい障害者や捨子、巡礼者らの救済を熱心に展開し、一四世紀末には全国に一〇〇に昇る施設 *maison* を設けた。一六七二年には、後述のヴァンサン・ド・ポールの創設したサン・ラザール修道会と合併して事業を継続する。[林信明、p. 24; Sandrin, p. 34]

一六世紀末には新生児捨子を救護する施設が、シテ島のサン・ランドロイ船着き場近くにあり、高等法院が任命した二人の寡婦が世話に当たっていた。これが通称「ラ・クーシユ *la Couche*」(おむつ・おしめ)と呼ばれる施設である。その監督はノートルダム大聖堂参事会員が当たっていたが、恒常的な財源不足で経営が破綻し、痛ましい事件が起きた。子どもの密売である。子どものいない夫婦や乞食、大道芸人に一人二〇スーで売り飛ばしたのである。その際通行人の憐れを誘って施しをもらうために、麻薬や眠り薬を与えて手足を切り取るなどのむごつことが行われたという。[Lallemand, p. 135; パリ歴史事典、p. 139]

捨子救済の転機はヴァンサン・ド・ポールの登場であった。かれは一六三三年に「愛徳修道女会 *Ordre des Filles de la Charité*」を創設し、この修道女たちを中心に捨子の救護活動を展開した。だが養護施設場所は軒々とした。一六三八年にはサン・ヴィクトール門の近くに家を借り、マドモワゼル・ル・グラ(ルイーズ・ド・マリヤック)をチーフとした修道女らが、くじ引きで選ばれた二人の子どもの看護に当たった。ルイ一三世もかれの志と事業に賛同し、四千リーヴルの資金援助を申し出たと云うが、修道女らは不慣れだったこともあり介護

に疲れ、首尾よく運ばなかった。ヴァンサン・ド・ポールは集会を開いて捨子救済の意義を説き、修道女らに実践を促した。次の国王ルイ一四世はビセートル城の使用を許したが、ヴァンサン・ド・ポールはその空気は子どもに害があると判断して辞退し、一六五六年にフォーブル・サン・ドニに家を借りて修道女らに子どもの世話させた。同時にノートルダム広場前の「マルグリット」と称する家を別館とし、専ら新生児捨子の育児施設とした。これが新ラ・クーシユと呼ばれるのだが、一般にパリの「捨子養育院 Hôpital des Enfants Trouvés」と云うときにはこの新しいラ・クーシユを指すことが多い。⁽²⁷⁾

そしてパリのオピタル・ジェネラルが創設されると、一六七〇年にこの組織もオピタル・ジェネラルの管理機構に一体化されて運用されるようになる。すなわちラ・クーシユでは新生児捨子を専ら養育し、少し大きい幼児捨子はオピタル・ジェネラルのサルペトリエール館やビティエ館が受け容れるという分業体制がとられたのである。[Lallemand, p. 136, パリ歴史事典、p. 139] 捨子養育院は増え続ける捨子で手狭になったので一八世紀半ばには新築される。ラ・クーシユと隣接する二つの教会が取り壊され、その跡地に縦四〇メートル、横二五メートルの建物が一七四八年に竣工し、この立派な建物に新生児捨子は引き取られた。[「宮宏之」、p. 241]

ダランベールがそうであったように、パリでも捨子は教会前の階段や路上に遺棄され、これをシャトレの巡邏が見つけてラ・クーシユに運んで收容して貰った。謂わばその手間賃として巡邏には運ぶ距離に応じて、一〇〜一二ソルが支払われたという。一八世紀も後半になると流石に路上遺棄は少なくなり、代わって母親本人や産婆が巡邏の詰め所に子どもを託すようになる。パリではルーアンのオピタル・ジェネラルにあったような「回転籠(箱)」方式は、一九世紀以前には採られなかったようだ。⁽²⁸⁾ [Lallemand, p. 160]

パリの捨子養育院は、目の前に立つオテル・デュで生まれ、母親が育児できない新生児も大勢受け容れた。前述したが、パリのオテル・デュは、産婆へのお産費用を工面できない貧しい妊婦を、無条件で受け容れ出産させていた。その多くは未婚の母であり、その子は非嫡出子であった。また産後の肥立ちがわるく亡くなる母親も多く、そうした子どももラ・クーシユは受け容れた。革命前夜の養育院の様子をメルシエは次のように描写して

(27) この他にオピタル・ジェネラルはフォーブル・サン・タントワヌ街にも大きな家を取得して、捨子を收容した。

なお、ヴァンサン・ド・ポールの経歴や社会活動、とくに慈善活動については林信明氏の著作が詳しい。「林信明、pp. 16-26」付言すれば、前述したように、ヴァンサン・ド・ポールは、パリのオピタル・ジェネラル創設についてルイ一四世からの協力懇請を受けたが、貧民の「閉じ込め」策には反対で、その運営には参画しなかった。

(28) この回転籠(箱)は夙に知られているが、二宮宏之氏が「一八世紀初めより各地の捨児院で徐々に採用されるようになった」「二宮宏之、p. 244」というのは正確ではないようだ。ルーアン以外では、一七一四年にボルドーのオピタル・サン・ルイに例外的に設置されたという。それも捨子を收容するのが本意ではなく、路上に放置されて死亡するのを避けるためと同時に、後日親が引き取りに来る際の確認のためであったという。[Lallemant, p. 237] また、氏が「一六七〇年以降、パリを始め各地に捨児のための養育院が設立されることになる」と、たびたび記すのも疑問である。「同、pp. 239, 261」捨子を受け容れたのは、各地に開設されるオピタル・ジェネラルか、なければ昔からのオテル・デュであった。オピタル・ジェネラルとは別に、例えばレンヌのように、捨子養育院が設立される都市もあるが、それは捨子問題が深刻さをます一八世紀末である。しかもその設立には根強い反対論があったのである。(後述) 因みにレンヌの捨子養育院の設立は一七七三年である。さらに氏がオピタル・ジェネラルについて、「放浪者などの收容を目的とする『総合救貧院』Hospital general」[同、p. 238]と云うのも、本稿で縷々述べるように誤解である。

いる。

「捨子養育院の中に入るといつでも深い感動を覚えずにはいられない。大きな部屋の中には二百人以上の新生児が二列に並べられた小さな揺籠の中で寝ている。その無垢な小さな被造物は、汚辱と貧困と非情のためにこの憐れみの場所に連れてこられ、両親から見捨てられているのである。(中略) これらの子どもたちは誰の子なのだろうか。その子たちを産んだのは、王族かも知れないし、靴直しかも知れない。天才的な男かも知れないし、馬鹿かも知れない。ここではジャン・ジャック・ルソーの子どもの隣に、カルトウーシュの子どもが眠っているかも知れない! そういう揺籠が置かれているラ・クーシュでは、もつとも高貴な血筋の者が、もつとも卑しい者と混ざり合っているのだ。」[メルシエ、上、p. 359]

捨子養育院が受け容れる捨子の数は、年を追うごとに増えていった。創設当初は年間三〇〇人程度だったものが、一六八〇年には千人に、一七〇〇年には二千人に達した。その間、前述の未曾有の飢饉時には瘡癩的に急増した。一六九三―九四年には三千人に、一七〇九年の厳冬による食糧危機のときには二五〇〇人を超えた。その後一八世紀前半は二千人台で推移していたが、世紀後半になると再び増勢に転じ、一七七―一七二二年には遂に八千人に達する勢いであった。[Sandrin, p. 18; Delassel, p. 187; Lallemand, p. 161]

パリ捨子養育院に収容される捨子が急増した理由は、大別して二つあった。一は、フランスに特有な事情だが、地方の捨子がパリに搬送されてきたからである。もう一つは、国民とくにパリジャンの心性に変化が生じたことが関わっている。

まず、パリへの捨子搬送を見てみよう。パリへ捨子を搬送する地方はフランスの北半分を占める広大な範囲であった。パリ周辺の司教区はもちろんだが、北部は、ボーヴェ、サンス、アミアン、ノワイヨン、ラン、スワソン、さらに遠方のブローニュ、アラス、カンブレ、ランス Reims、リエージュなどの諸都市、東部ではトロワ、オセール、ディジョン、メッス、西部ではルーアン、レンヌ、カーンやシャルトル、南部ではオルレアンさらに遠くオーヴェルニュのティエールなどに及んだ⁽²⁹⁾。パリまでの距離は、アミアンは一〇〇km以上、ブローニュ・シュル・メールだと二〇〇kmを超える。

そうした遠方の村や町で生まれた「望まれぬ子」、しかも生後間もない新生児が、運び屋によりパリに運ばれた。例えばブルターニュでは、レンヌ、ヴィトレ、シャトープリアン、オーラン、フジエールなどに、近隣の村から秘かに出産に来た娘らが、産んだ子を運び屋や商人に頼んで、パリまで「捨てに」行ってもらうことが慣行になっていた、と地方長官補佐やオテル・デュの理事が報告している。とくにヴィトレは、ラヴァル経由でパリまでには運ぶには足の便が好いこともあって、そうした運送業者がかなりいた。しかし、ヴィトレからパリまでの距離は直線でも三〇〇km、この旅程ではほとんどの新生児は死んだという。⁽³⁰⁾ [Nougaret, p. 145] シャンパーニュのランスからも、パリに毎年数十人の捨子が運ばれたが、その行程は一四〇km、その長い旅の途次捨子が死亡すると、運び屋は沿道の村々に埋葬したという。

こうした個人の伝手によるパリへの捨子搬送だけでなく、組織的な搬送もあった。トロワ、ティエール、オセ

(29) その搬送都市の分布地図は次を見よ。[Delassel, p. 191; 二宮宏之, p. 243]

ール、カーン、メッス、ヴァンドーム、オルレアン、ルーアン、サンスなどのオピタル・ジェネラルは、新生児ではなく少し年嵩のいった一〇歳位までの幼児捨子をパリへ送った。オセールのオピタル・ジェネラルは、一七七八年だけで三〇人の捨子を、七九〇九六年の一八年間には三一人の病弱で身体に障碍のある捨子をパリに搬送したと云う。^[Delassé, p. 192, 216]

地方でも捨子が急増し、受け容れが限界に達していたのである。例えば、先述したイソワールのオピタル・ジェネラルは病床三〇、収容人数の上限は五〇人程度なのだが、一七三〇年頃までは減多に一〇人を超えることはなかつた収容捨子が、四五〇五六年頃には年平均一三人、六二〇七〇年は同一八人、七一〇八〇年二六人、八一〇九一年には三〇人へと着実に増加している。⁽³¹⁾

地方都市からパリへ移送された捨子数は、一七七二年に三〇七一人とピークに達し、その後は二千人から二五〇〇人程度に減り、さらに七九年以後は一二〇〇人程度に半減した。王権とパリ高等法院がその搬入を厳しく禁じた布告を發し、その効果があつたせいだろう。

パリへの捨子搬送を禁ずる措置は、早くも一六六三年にパリ高等法院によつて出されている。これはその前年の、地方都市にもオピタル・ジェネラルを開設せよという王宣と、軌を一にする措置であつた。つまりパリからの乞食・貧民の一掃と同じ発想に立つたものであつたが、その効果はほとんどなかつた。そこで実に一世紀後の一七七三年と七九年に同趣旨の国務卿裁決が出て、捨子を運ぶ運送業者、荷馬車挽き、乗合馬車の御者にその搬送停止を命じ、違反者には千リーヴルという高額罰金が科せられることになつた。その裁決は次の如く現状を認識している。

「毎年、首都から遠く離れた地方からそこで生まれた捨子二千人が、パリの捨子養育院に運ばれてくる。これらの捨子は何の準備もなしに、季節にお構いなく荷馬車挽きに預けられ、長い旅路を辿らなければならぬ。この荷馬車挽きは全く別のこと、つまり金銭欲に心を奪われている。親の感受性のなさの犠牲となった哀れな子どもらは、かくも長き旅路の果てに、その九割が僅か三月足らずで命を落としている。」[Lallemant, p. 162]

「親の感受性のなさ」云々は見当外れだが、王権は漸く捨子のパリ移送が死を招く暴挙であることを認識したようである。実際、運び屋は移送の途中で子どもが死のうが生きようが、関心もなく、また責任も問われなかった。セバステイアン・メルシエは次のように記している。

「運び屋は底にパッドを敷いた函に三人の捨子を入れて背中に背負って運ぶ。子どもらは産着を着せられ縦に詰められる。運び屋は食事のときだけ休むが、その時子どもには少しだけ牛乳を吸わせる。函を開けると子どもが死んでいることが往々にしてあるが、男は残された二人と旅を続け、そして終える。預かり物から早く解放されたいとずうずうしている。だからオピタルに子どもを引き渡すと、直ぐにまた農村にとって返し同じ仕事を

- (30) ランスからスワソン経田でパリまで運ぶとき、運び屋の最初の宿駅はフィム Fismes だがというが、そこで早くも新生児が亡くなり埋葬されたとの記録がある。ランスのオテル・デュで略式洗礼を受けた女兒が、生後四日目でこのフイムで死亡した。受洗証に一七七八年二月一日の日付と洗礼名が記されていたので、生後四日の命だったと判ったと云ふ。[Sandrin, p. 44]

- (31) これは [Bellande, p. 182] の表をもとに筆者が算出したものである。なお、原表には一七五七〜六一一年のデータは欠落している。

する。それがかれのパンを稼ぐ手段なのだ。⁽³²⁾」[メルシエ、上 p. 357]

生まれて間もない赤子を、このように特別の配慮も注意もなく、しかも何日間も移動すれば死ぬのは必定であろう。国務卿の裁決は決して誇張ではない。断片的なデータだが、捨子養育院が一七七五年の四か月間に受け入れた捨子は一七七五人、うち八五三人が、田舎の乳母に預けられる前に死んだ。さらに、一七八一年八月二〇日に受け容れた乳児一二人のうち一か月後まで生存したのは一人だけ、同年十一月一日には一〇人受け容れ、一か月後に九人が死亡、残り一人も二年後に死亡したという。[Sandrin, p. 44]

パリの捨子急増のもう一因は、国民の心性に変化が生じたせいではないかと思われる。一七世紀末から一八世紀初めにかけては、パリでもリモージュで観察されたような、小麦価格の変動と捨子の推移に強い相関が認められる。だが一七二〇年代に小麦価格は底をうち、その後は変動幅も小さく比較的安定しているのに、捨子数は一貫して増大している。

ドゥラセルは、別の要因も作用しているのではないかと考えて、子捨てをした親の社会職業的特性を分析し、次のような事実を掴んだ。⁽³³⁾ 女親の職業では、地方では家政婦や雑役婦などの家事使用人と織維女工（ピカルディの綿紡績・織布工、カンブレの衣服縫製工）が多い。パリの女親でも同じく、家事使用人、縫製など出来高賃銀の労働者が多く、少数のブルジョワの寡婦や露天商がいる。彼女らは多くは「未婚の母 *filles-mères*」だという。男親の職業は地方では多様で、自営農、日雇農、ぶどう栽培農、賃銀労働者、下男・下僕（ボース地方）、親方や仲間職人、織布工（ピカルディ）、馬や薪炭の商人など。パリの男親ではブルジョワが最も多く三〇%、次いで、親方職人や商人が二五%、その他賃銀労働者、下層職人、手間賃仕事をする職人、行商人、家事使用人、上

流階級、文官や武官の役人である。ここで注目すべきは、判明した非嫡出子の親の四八%がブルジョワであったという事実である。

ドウラセルは、パリでも地方でも女親には未婚の母が多く、彼女らがその非嫡出子を捨てているのではない、さらにパリの状況から判断して、「子捨ては最も恵まれない社会層、あるいは『危険な階級』の人々の所業だけではなく、パリに居住するすべての社会層に関わっている。」と述べる。[Delassel, pp. 200-204] かれの仮説は恐らく正鵠を射ているだろうと思う。加えて、パリでは非嫡出子の男親にブルジョワジーが半分を占めるといふ事実は、「富裕層が召し抱える若い召使の娘たちを慰みものに行っている」ことを示唆している。支配階級が民衆の「放埒・放蕩 *libertinage, debauché*」を責めるのはお門違いではなからうか。

これに関連して、一八世紀には都市に新しい男女関係、内縁関係が広がっているようだ。例えばランスでは革命の一〇年前、子捨てをした女性の五分の四が「独身」女性であり、毛織物の織布工や旅籠・ブルジョワ宅で家事使用人として働いていた。恋のアヴァンチュールの揚句、あるいは同棲して妊娠して出産するが、その子は「捨てる」という。彼女らは正式な結婚を望まない。一度結婚したら破棄できないからだ。だが雇用機会は何とすることも逃したくない、仕事はいつでも、どこにでも潤沢にある訳ではないからだという。[Sandrin, p. 11]

(32) 但し訳文は一部改変した。

(33) 標本数は一五七一件、性別では男親九一%、女親九%、居住地域別では地方の親五九%、パリの親四一%である。捨子数の大きさに比して、標本数が少ないのは否めない。

ここではカトリックの結婚観もそれにまつわる宗教的儀式や秘跡も、全く尊重されてはいない。民衆の生きるための現実的な選択表明である。子捨ての罪悪感³⁴は薄められ、内縁関係の夫婦や独身女性³⁵は余り痛痒を覚えずに、子どもを捨てたのかもしれない。子捨ての罪悪感を薄めるのに、捨子養育院の評判が寄与した面はある。その典型はしばしば引き合いに出されるジャン・ジャック・ルソーであろう。かれは、パリの捨子養育院が子どもをよく世話してくれ、教育も施してくれるから、自分の家で食うや食わずに育てるよりも遥かに子どもは幸せだ、と考えて、我が子を次々と五人もそこに「捨てる」のである。「ルソー、中、p. 110, 129; 二宮宏之、p. 262」

しかしそこは居心地の良い、安住の地ではなかった。パリの捨子養育院にせよ、地方のオピタル・ジェネラルにせよ、そこは謂わばトランジット空間であった。幼い捨子はそこで養育される訳ではなく、受容れの手続きが終わると、直ちに田舎の乳母に送られる段取りになっていたからである。例えばパリの捨子養育院は、年間五千人を受けられるといっても、回転が速いから、実際は揺籠が大部屋に八〇程度あるだけである。従ってスタッフも左程多くはない。例えば、一七〇三年五月二三日の状況は、乳母五人と介護シスター一三人が乳児八三人の世話をしていた。³⁴ [Lallemand, p. 170] 僅か五人の乳母で八三人の赤子に授乳することは不可能に近い。³⁵ 捨子養育院に辿り着いても、そこで亡くなる乳児が後を絶たないのはこのような事情のためであった。

乳母（里親）制度

新生児や幼児を乳母に預ける慣習は、近世ヨーロッパに広く見られた。例えば、イングランドの上流階級では、母親が我が子に授乳せず、乳母に任せることは伝統的に行われていた。授乳により容色が衰え、体型が崩れ

ることを夫も妻も心配したという。彼女らは社交界では夫の「装飾品」だったからである。さらに授乳している妻に夫が性交渉を求めにくいことや、授乳中は妊娠しにくいことも母乳哺育をためらわせる要因だった。上流階級では子沢山は、一族の繁栄を意味していたからである。そこで、イングランドの上流階級は乳母を自分の邸宅に住まわせ、自分たちの監督のもとで子どもに授乳させた。[中田元子、2019]

フランスでも近世には、貴族など上流階級は、イングランドと同じようにお抱えの乳母に我が子を授乳させたし、これに倣うかのように都市の新興ブルジョワジーも、さらに労働者階級も我が子を農村の乳母に子どもを預けた。もつとも職人や労働者は、ブルジョワと違って家族ぐるみで働くために乳児の世話を他人に委ねる必要があったのだが。ブルジョワなど富裕層の子は伝手を頼りにパリ近郊の乳母に預けられた。親が頻繁に訪れて乳母の授乳状況や子どもの成長を見ることができるところである。職人や労働者の子は後述のルコマンダレスを介して、その外側の農村、時には五〇里も遠隔地の乳母に預けられ、極貧家庭の子や捨子養育院の乳幼児はさらに遠方の乳母に託された。パリから謂わば同心円状に広がる乳母の調達先構造は一九世紀後半まじり持続した。[Fay-Sallouis, p. 24, *パリ歴史事典*, p. 49]

パリにおける乳母・家政婦斡旋業は、古くは一三五〇年のジャン王の定め以来まで遡るが、我々の考察する時代(34)一八世紀半ばには住み込み乳母を一五人程度に増員すること、その給与も月額七五リーヴルに引き上げることを理事会は決議しているが、実現したかどうかは定かではない。一般に、農村の乳母はパリの捨子養育院に住み込みで働くことを好まなかった。冬の寒さや、農繁期には帰省しなければならぬからである。[Lallmand, p. 170] その世紀末には人工哺乳への切り替えも模索されている。しかしこれには衛生上の問題が多々あった。

に限れば、一六一五年ルイ一三世の特認状により、乳母と家政婦を斡旋する業務が四人に与えられたことが起点となる。この斡旋業者は「ルコマンドレス *recommandaresses*」と称されるのだが、特権的な宣誓ギルドであつて、パリの親たちに乳母を斡旋する業務を独占した。これ以外の者が親に乳母を紹介することも、乳児を獲得することも禁じられた。ルコマンドレスは幾人かの「乳母募集人 *meneur*」を抱えており、彼らに近郊の農村を回つて乳母の候補を探させた。

その一世紀後、ルイ一四世の死の直前一七一五年に出された王令は、ルコマンドレスの業務を強化し、これを警察長官の管轄に置くことと定めた。ルコマンドレス事務部門は四つになり、乳母の姓名、年齢、生国と居住教区、彼女の産んだ子どもの年齢、夫の職業などを記録・保管する傍ら、預ける親の住所と職業、乳児の名前や年齢なども記録・保管することになった。乳母の要件が厳しくなり、信仰心や人柄などを教区司祭が保証した証書が必要となり、また同時に二人に授乳してはならない、違反した場合、乳母本人は鞭打ち刑、その夫には罰金五〇〇リーヴルを科す、授乳できなくなった場合は、その旨と理由を直ちに申し出ること、子どもを返却するときは、その子の情報を記した書類を添付すること、死亡した場合は何の落ち度もないことを知らせることが求められた。[Lallemand, p. 170, 224]

このように行政的な整備がすすんだのは、パリに旺盛な乳母需要があり、ルコマンドレスとは別に無許可で斡旋をする者がかなりいたからである。そこで王権は一七二七年に、彼らのなかで良き行いと風俗を備えていると司祭が保証した者をルコマンドレスに組み入れることを許した。彼らもまた田舎に搬送する乳幼児を記録しそれを保管することが求められた。[Fay-Sallois, p. 22]

一八世紀になりますます乳母・里親の利用が広まると、これら「乳母募集人」運び屋」の不正行為が目立つようになってきた。乳児の親から預かった養育費を着服したり、捨子養育院が乳母に払う給金を定期的に全額渡さなかったり、託された産着などを古着に代えて渡したり、子どもが死亡しても産着など返却しなかったり、乳母と共謀して死亡したことを伏せて給金を貰い続けそれを折半したり、闇で乳児を預かり乳母に託して養育費を着服したり、などである。このため、一七五三年警察令は、募集人が親から受け取った養育費は、毎月、教区司祭の立会いの下で乳母に渡すようにと命じた。

その養育費だが、どこでも新生児は頻繁に授乳したり、おしめの交換など手がかかるので一般に高く、乳離れして普通の食事を摂れるようになると、段階的に減額するように設定されていた。だが子どもを里子に出すのは裕福な階級ばかりではなかったためか、月額二リーヴルをきちんと支払わない親が続出するようになった。そこでパリ高等法院はそうした養育費を滞納している親を捜索し身柄を拘束する強硬手段を警察に許可した。実際に債務の支払いを渋った親は逮捕され拘留された。この事件は、世の同情を喚起しその釈放のための募金集めが行われた。[Fay-Sallois, p. 24]

これと並んで乳母制度の見直しもすすめられ、一七六九年の王令で設立されたのが「パリ市乳母・ルコマンドレス総局 Bureau Général des nourrices et recommandaresses」である。局の職員が二二の管轄区域 circonscription に一人づつ配置され、親から養育費を徴収し、これを毎月きちんと乳母に渡す月給制が採られることになった。またその際、乳母と親との連絡を仲立ちすることも仕事となった。かくて、親の不払いと乳母募集人の着服、という不正行為を一刀両断に解決できる筈であった。しかし事は首尾よく運ばなかったようである。二二名の職員が後

に三人に減らされてしまった。[Lallemand, p. 226]

新入りの職員には、地元の事情に通じ、乳母の家族の状況もよく把握していた乳母募集人の代わりはできなかつたと思われる。乳母募集人が正式に廃止されるのは一八二一年のスキヤンダル事件後のことである。この後、大革命前の二〇年間に、乳母登録は一人人を超える盛況で、富裕層だけでなく庶民も乳母制度を利用した。大革命による混乱で停滞し、さらに一八二一年には、王からの下賜金を乳母総局理事が横領するというスキヤンダルが起きたが、市民の乳母制度利用はその後も続き、第二帝政期にその絶頂を迎えるのである。⁽³⁵⁾

話をアンシアン・レジーム期に戻すと、パリの捨子養育院はルコマンダレスを介して乳母を調達する傍ら、独自に乳母募集に努めた。だが前述したように、近郊に居住する良質の乳母は、パリのブルジョワなど身元のしっかりした両親の嫡出子を好んで預かつたので、捨子養育院は勢い、パリから遠方の農婦などに頼らざるをえなかつた。だからメルシエが述べるように、「信じがたいことだが、ノルマンディなりピカルディから無数の危険を乗り越えてやってきたその同じ赤ん坊が、パリに着いたその晩に、また元の場所に帰されることがある。」「メルシエ、上、p. 357」のは事実だった。

本来なら乳母候補は、募集人と共に捨子養育院にやつて来て、外科医か介護シスターから体格や病気の有無、乳の質や量などの検査を受けなければならぬ決まりになっていたが、遠隔地居住でそれができないときは、乳母募集人にそれを任せた。ここに不正の温床が生まれた。乳母の調達範囲はオピタルから大体二五里、一〇〇km以内、片道三日の旅程で行ける範囲とし、できれば夫婦者のカトリック信者で、教区司祭の人物保証がある者、乳飲み子のない者などを乳母に選びたかつたが、そんな理想的な乳母を調達することは夢であった。

これは地方のオピタル・ジェネラルでも同じで、どこでも良質の乳母探しは難儀した。例えばリモージュにはパリのルコマンドレスのような斡旋機関はなかったので、教区司祭が司祭館を事務所にして、子どもを乳母宅に振り分ける作業に当たった。しかし数を増す捨子のため、町の近郊の乳母だけでは足りず、かなり遠方まで乳母探しをしなければならなかった。リムーザンの農民も決して裕かではなかったので、貧農や小農が乳母業に手を染めたようである。現金収入の乏しい経済体制の下で、乳母業は魅力的な副業だったかも知れない。⁽³⁶⁾

ルーアンでは、オピタル・ジェネラルの乳児らは、町から東北方面に三〇km離れた村々の乳母に預けられた。

- (35) 第二帝政期に「パリ住民に良き乳母を斡旋し、乳児を注意深く監督し、家族を安心させ、乳母には賃銀の支払いを保証すること」を目的として、「パリ市乳母監督局」が設立された。具体的には、乳母や乳児の健康状態を診る医師の設置、定期的に乳母宅を訪問する監督官の設置などである。これとは別に、一九世紀半ばには民間の乳母紹介所がパリに一二ほどあり、警視庁の監督のもと活動していた。乳母の登録件数は一八六五年には一万二千人を数え、多くのパリ市民は公的機関よりも、民間の乳母紹介所を利用して乳母哺乳をしていた。乳母哺乳が社会問題となり母乳哺育が叫ばれるようになるのは、とくにブルジョワジーの関心事となるのは一九世紀末のことである。[Dumesnil, p. 85]
- (36) ペロネは乳母業をしているこの地方のある小農を紹介している。この家族は一一ヘクタールを経営していた。うち三ヘクタールが自己所有地というから自作の小農であろう。ほかに牝牛二頭、羊二頭、山羊一頭を飼育して、年間農業収入は一七七リーヴルを、妻は一七三九年から五〇年まで乳母業をして四四六リーヴルを稼いだ。年平均では三七リーヴルだから、農業収入の二〇%に相当する。(著者は「農業収入の二倍半を稼いだ」というが、二二年間の総額だと云うことを失念している。) [Peyronet, p. 440]

他方、町の嫡出子は町の南部一帯の農家の乳母に預けられた。多くは個別に世話されて目が届くのか、死亡する子どもは少なかった。ところがオピタル・ジェネラルの捨子乳児は、一度に二人が預けられることも珍しくないので、手抜き育児だった。乳母と云いながら、自ら授乳しないものもいた。その代わりに、牛乳や粥などを与えたが、消化もわるく、哺乳瓶も不潔なのですぐに下痢を起こした。例えば、マコンブル Macombe という寒村は、一七八三～八九年の間に実に二五一人の乳児を受け容れていたが、そこに住むある乳母はこの間何と一九人の新生児を預かり、一歳の誕生日まで生きていたのは僅かに二人だけ、一七人は死んでしまったという。

[Bardet, p. 32]

こうした例は枚挙に暇がない。リヨンのある夫婦は、オピタル・ジェネラルから、非嫡出子、嫡出子の区別なく二人の乳児を預かり、驚いたことに全部死なせてしまった。一人が死ぬと直ぐに後釜を貰いうけ、一定の間隔で次々と預かり、そのすべてを死なせてしまったという。だがお咎めはなかった。[Sandrin, p. 54]

レンヌでは、捨子養育院が設立されるまではサン・ティヴ病院が捨子を受け容れ、その後に乳母に預けるのだが、里子に出す前にほとんど(九六%)が死亡した。一七七三年に捨子養育院が設立された後は幾分改善され、その死亡率は四八%に下がったが「藤田苑子、pp. 203-215」、今度は里子に出された乳幼児が、一年以内に三分の一が死に、四年間で実に八八%が死亡した。乳母宅の不衛生な居住環境と手抜きの育児＝放置のせいだった。オピタル側は経費節約のため、できるだけ安価に引き受けてくれる乳母に委託したのだが、その結末を暗黙の裡に承知していたようだ。[Nougaret, p. 265]

里子は一人だけしか預からず、丁寧な世話をする良心的な乳母も沢山いただろうが、庶民の子どもやオピタル

ル・ジェネラル、捨子養育院の乳児を預かる乳母の多くは、カネ目当ての乳母だった。このような乳母を同時代人は、「強欲な乳母 *nourrice mercenaire*」とか「邪悪な母 *marâtre*」と呼んで非難した。⁽³⁷⁾

「強欲な乳母」がうまれる背景は幾つか考えられる。基本的な要因は、圧倒的に需要が供給を上回っていたことである。一八世紀後半のパリを例にとれば、年間の出生数は二万人、加えて地方から搬送される捨子など数千人に対し、乳母の登録件数はせいぜい一万人である。しかも地方の主要都市も乳母を必要としているから、競合的關係にあった。第二に、定期的な監視と監督の体制が整っていなかったことである。パリ近郊ならば親が定期的に乳母宅を訪問しえたが、パリから一〇〇kmも二〇〇kmも離れた農村在住の乳母宅を訪問監視することは難しかった。代わって教区司祭がその任務を果たすように当局は指示するが、掛け声倒れに終わった。パリ捨子養育院では、愛徳修道女会のナースにその仕事を委ねようとしたが、年間数千人にも及ぶ捨子の預け先訪問監視は無理な相談だった。

第三に養育料、つまり乳母の給金の安さを指摘できる。前述の如く、新生児と乳児は頻繁な授乳とおしめ交換など手間がかかるから概して高く設定されていた。それでも月額二リーヴルでしかなかった。この額は乳母を満足させるものではなかった。例えばリムーザンの日雇農の日当は一〇〜一二ソルだから [Peyronnet, p. 438]、その

(37) 不思議なことにパリの乳母を考察したファイ・サロワの著作には、この「強欲な乳母」への言及はない。全体の論調として、彼女は乳母に同情的である。彼女が扱うのは、主に上流階級やブルジョワジー宅の「住み込み乳母 *nourrice sur le lieu*」だからかも知れないが、やや偏った考察との印象を受ける。

四日分が乳母の月額給金ということになる。さらに、離乳した乳幼児の給金は、手が掛からなくなるから減額される仕組みだった。だから中には、なるべく新生児だけを預かり、しかも回転を速くして、つまり放置して死亡させて後釜を貰う、という不心得の乳母が出てくるのである。給金の見直し、つまり増額が実現するのは一七七〇年代以降のことである。その根底にあるのは、どこのオピタル・ジェネラルでも安定した財源がなく、経営が赤字基調だったからである。

高い死亡率と捨子への眼差し

これまでの叙述でおおよそ見当がつくように、新生児や乳児捨子の運命は苛酷だった。出生からすでに重い十字架を背負わされた非嫡出子は元より、嫡出子でも捨てられたなら生存の機会はかなり狭められていた。至る所死の危険が潜んでいた。まず、地方からパリに搬送される捨子は、馬の背で、あるいは運び屋の背中中で何日間か揺られ続け、碌な食事も与えられず、旅の途次に命果てる者がいた。パリの捨子養育院に着くころには衰弱しきって、里子に出されるのを待つ間にあらかた亡くなったこと前述の通りである。捨子養育院で生き残った者や地方のオピタル・ジェネラルに捨てられた乳幼児は、次に三〇kmも、ときには一〇〇kmも遠隔地の農村の乳母に預けられる。前と同じように、乳母募集人⇨運び屋が荷馬車で無造作に届けるのだが、この間も碌に授乳されないで子どもは死と隣り合わせだった。しかも夏の炎天下だろうが、冬の凍える寒さだろうが、お構いなしに搬送されるので衰弱死するものもいたに違いない。

乳母の家が暖かいホワイエ foyer (家庭) とは限らなかつた。子どもの健康状態に細かな注意を払う乳母は少

なく、多くは前述のカネ目当ての「強欲な乳母」だったから、乳児はネグレクトされた。その結果、一八世紀の全期間を通じて、捨子死亡率は「身の毛がよだつ *effrayant*」程に高かった。二、三例を挙げよう。

ルーアンでは、一七世紀末にオピタル・ジェネラルが開設されるまではオテル・デュが、その後はオピタル・ジェネラルが捨子を受け付けて田舎の乳母に預けた。運び屋が馬の背に籠を括りつけ、そのなかに乳児をいれて運んだが、上下左右に揺すぶられるのは乳児には危険だということで、後には二輪馬車に代わったが、事態に大きな変化はなかった。輸送の途次と到着後一週間以内に半分ほどの子が命を落とした。二週間後にはさらに二五%、一年後には計八八%の乳児が亡くなったという。[Hue, p.82] 別のデータでは、一七八二〜八九年の期間に、オピタル・ジェネラルが受け付けた捨子三五五人のうち、オピタル内と乳母の家で三〇七六人(八六%)が死んだ、そのほとんどが生後二週間から一年以内だった、辛うじて五歳まで生存したのは七%に過ぎなかった。

[Barlet, p. 27]

パリの捨子養育院からは一七五七年に三二二〇人が乳母に預けられ、内そこで二三五一人が亡くなり、翌年は養育院が受け付けた捨子五〇一二人のうち、里子に出される前に一四七〇人が死亡し、乳母の許では二二七八人が死亡した。いずれの場合も死亡率は七三〜七五%の高さであった。[Lallemand, p. 205; Sandrin, p. 58] トゥノンによれば、一七七三年以降の五年間に、養育院が受け付けた捨子の八〇%が死亡した、成人まで生き永らえた捨子は五%を超えることはなからうと云う。³⁸⁾

フランス中部の町クレルモン・フェランでも、オピタル・ジェネラルが託した捨子乳児が、乳母の許で大量に死亡していた。一七七六年に、この理事は次の如く報告している。「この一五年間にオピタルは二九二三人の

乳児を乳母の許に送った。預けて一年目に一三二六人が死に、二年目には二九五五人、三年目に一〇〇〇人が死んだ。(中略) オピタルは遠くの乳母に子どもを預けざるを得ないが、彼女らは貧しい家の女たちで、子どもの世話を碌にやらないのでしょっちゅう子どもを死なせている。」と。[Hutton, p. 342] 二年以内の捨子死亡率は五五%、三年以内だと五九%になる。

南仏プロヴァンスでも捨子は悲惨な運命を辿った。エックス、トゥーロン、タラスコン、システロン、そしてマルセイユなどのオピタル・ジェネラルでは、入所した捨子が最小で四〇%、最大で七五%の死亡率を記録している。ここではエックスとマルセイユを紹介する。エックスのオピタル・ジェネラルは、一七六八―七二年の五年間に計一一四人の捨子を受け容れ、一年以内に七五七人が、二年以内に八三五人が死亡した。二年以内の死亡率は七五%である。⁽³⁹⁾ マルセイユのオピタル・ジェネラルでは、同期間に一九六一人の捨子を受け容れ、一年以内に七六九人が、二年以内に一〇〇八人が死亡した。二年以内の死亡率は五一%である。

両者の死亡率の差を、ラルマンは乳母への給金の多寡に帰している。すなわち、エックスでは月額三リーヴルなのに対し、マルセイユは五リーヴルである、それだけ行き届いた世話をするに違いない、と云うことらしい。

[Lallemand, p. 247]

リモージュでは一八世紀半ば、乳母の家で亡くなる捨子は平均で四〇―六〇%であり、極端に高いとは云えない。寧ろオピタル・ジェネラル自体が不衛生で健康に良くない環境だったと、理事自身が認めている。換気がわるく、狭苦しい空間で運動すらできない、病者と健康な者とを密着して住まわせている、それで天然痘、麻疹、疥癬、壊血病、赤痢などが流行っているという。だから、七歳くらいで乳母の許からオピタルに「生還」した子

どもも、二、三年で死んでしまう。一七四五年〜五三年にオピタルで生活していた子どもは計二六八人いたが、六四%の子どもが二年以内に死亡してしまったという。このため、理事会は里親の許での生活を延長した方が子どものために好いのではないか、と考えている。[Peyronnet, pp. 432-433]

近世フランスにおけるこのような捨子虐待は一世紀余に亘り続いた。この間の捨子の死亡件数は、どんなに少なく見積もっても、フランス全土では百万人を下ることはないだろう。歴史家が、これを「大量殺人 *hecatombe, massacre, génocide*」と呼ぶのも故無きことではない。ではその原因はどこに潜んでいるのか。

例えば、ルーアンのオピタル・ジェネラル理事会は、一八世紀半ば頃の調査で捨子が二歳児までに八八%も亡くなっている事実に愕然としている。だが「四囲の状況を勘案すればこれを五〇%に下げることが不可能だ。」と述べ、結局は「乳児の高い死亡率の主たる原因は良質の乳母が不足していることにある。」と結論している。[Bardet, p. 30] しかし、「強欲な乳母」だけに責任がないことは、リモージュの理事報告でも明らかである。捨子

(38) [Delasse], p. 217, note. 63] 原典は Tenon, *Mémoire sur les hôpitaux de Paris*, これも精査したシャムーにより少し詳しく引用すれば次の如くなる。一七七三年に捨子養育院が受け付けた捨子総数五九八九人、内訳はパリのオテル・デュカラ一三〇五人、市内と郊外から二八八〇人、地方から一七五三人、一年以内の死亡数四七六八人、八〇%であった。一七七三〜七七七年の全期間では、受付総数三二九五一人、内一年以内に死亡した捨子二五四七六人、死亡率八〇%であった。[Chamoux, p. 428]

(39) 但しこれは「一歳未満」という意味ではなく、「入所一年以内」の意味である。またラルマンの文献にはオピタル内と乳母との区別はない。

自身が生まれながらにして未熟で病弱だという事情もあろう。例えば、エックスのオピタル・ジェネラル付き司祭は、「この町の捨子は大部分が最下層の墮落した階層の子どもだ。彼らは一般に血液に関わる全ての病気のタネを有している、実際にも、瘰癧、壊血病、性病とくに梅毒などに罹っている。」と証言している。[Callenand, p. 248] 未婚の母は妊娠しても貧しさゆえに十分な栄養と休養を摂れなかつただろうし、精神的にも追い詰められ、病気に罹っていたかもしれない。生まれてくる子が病弱で何らかの身体的欠陥をそなえてということは充分ありうる。

そのような事情をいまだ度外視すれば、当時のフランス社会は捨子には極めて冷酷な眼差しを注いでいたように思う。捨子の多くが未婚の母が産んだ非嫡出子である、との思い込みから、捨子をインモラルな存在だと決めつけた。そして捨子は社会の恥辱であり、できれば社会から抹消したいとの思いが通奏低音のように社会に流れていた。したがって、捨子処遇に関わる人々のだれにも、子どもへの愛情がまったく感じられない。「自然児 *enfant naturel*」つまり非嫡出子は、せめて地獄に堕ちないように略式洗礼を受けさせ、ありふれた名前を付けて、自然に死んでゆくのが幸せだと皆が思っていたに違いない。未婚の母も、嫡出子を捨てる貧しい両親も、なるほど自らの手で我が子を殺してはいない。オピタル・ジェネラルの看護シスターも、運び屋も、乳母もすすんで子殺しはしていない。ただ、どんなに子どもが空腹でも授乳せず、碌な食事も与えず、体調が悪くても、衰弱しても医療ケアをするわけではない。傍観し自然に亡くなるのを待っているだけである。そして誰ひとり死の責任をとろうとしないし、責められもしない。フランス人の好む表現に従えば、だれもが捨子を「厄介払い *débarasser*」し、「責任から逃げて *se dérober*」いたのである。

もしメルシエの云うように、当時のフランスに養子縁組制度が機能していれば、何分の一かの捨子の命が救われていたかもしれないし、ダランペールのようなインテリジェンスが、ピカソやモーツァルトのような芸術家が生まれたかもしれない。⁽⁴⁰⁾

(4) オピタル・マニユファクチュール

一六五六年の王令も一六六二年の王令も、貧民が街をうろつき物乞いをするのは、無為と放縦のせいであるから、これを閉じ込め、カトリックの教で「霊的救済 *nouriture spirituelle*」する傍ら、能力や適性に応じた仕事を与えれば、物乞い行為をなくし、同時に貧民を悪から救うことができる、畢竟「王国の秩序崩壊と腐敗」を防ぐことができる、と考えた。こうして開設されたオピタル・ジェネラルは、「沈黙が支配する祈りと労働の空間」になった。毎日の生活は院内規則で厳格に時間管理されていた。マルセイユ・シャリテ・オピタル・ジェネラル

(40) メルシエは慨嘆し、提言する、「人々は幼稚でつまらない、背徳的なことには夢中になるが、徳行に夢中になることはない。絵画やメダルや青銅製品や、花や貝殻や鳥などに何と多くの金が使われていることか！ それなのにあの明るく愛らしい年頃の子どもの愛好家は どうして いないの だろうか。見捨てられた子どもたちを身近に置いて育て、養子にするといったような愛好家は どうして いないの だろうか。〈中略〉ローマ人の間で知られており、蛮族どもの尊敬を集めていた養子縁組制度が我々のあいだであまり行われていないのは、驚くべきことだ。金持ちの数に比例して無数の貧乏人が日に日に増えてゆく状態なのだから、養子縁組を定める法律はおそらく今日のフランスでなしうる、もつとも有益なことのひとつであろう。」「メルシエ、上、pp. 363-364」

を例示すれば、起床は夏は五時、冬は六時、洗面・整髪・ベッドの片付けのあとは祈り、九時半のミサ、一〇時にブランチ（朝昼兼ねた食事）、一時間の休憩、持ち場での仕事、その間いっさいの私語禁止、讃美歌を歌いながらの仕事、帰営ラッパで居住棟に戻り夕食、夏は六時、冬は五時、その後聖務、就寝、夏は九時、冬は八時である。居住空間での自由な移動も、外出も禁止された。

さて院内労働だが、現実には入所者の多くはどこでも貧しい労働不能の住民であったから、「労働による怠惰の矯正」という王権の目論見は外れた。それでもオピタル・ジェネラルは、身体が動く入所者には軽労働の仕事を用意した。少女や老齢婦女にはどこでも繊維関係の仕事、亜麻や羊毛、綿の手紡ぎ・機織り、縫製、レース編みや毛糸編みなどである。男には青壮年には道路や城壁・建物の補修やドブ浚いを、少年には将来自活できるような手職を覚えさせようとした。そのため街の親方や職人を招いて技術指導を受けさせたり、あるいは逆に街の親方や職人の許へ徒弟修業にだした。いずれの場合もそれなりの技術指導料を払うのだが、それが少なからずオピタルの負担になったようで、必ずしも持続しなかった。全体としてみれば、オピタル・ジェネラルにおける労働の実践は、成功したとは云えないが、比較的うまくいった例がない訳ではない。

港湾都市ル・アーヴルの「サン・ジャン・バプティスト・シャリテ・オピタル」は、入所者が一八世紀半ばには四〇〇人と倍増したが、注目すべきは労働可能な男女が入所者の六〇％近くを占めていたことである。これは他のオピタル・ジェネラルに見られない特徴であった。すなわち、一七四〇年当時の入所者構成は、労働不能の病弱者や老齢者一二人（男五五人、女五七人）に対し、労働可能な男性壮年・少年が一〇〇人、労働可能な女性（子連れの母親を含む）が一五四人、他に乳児六二人であった。労働可能な入所者には、船舶のコーキング材

stompes 造りが用意されていた。コーキング材というのは「木造船の板の継ぎ目の詰め物」であり、当時は麻屑を利用して造られた。これを港に碇泊する国王船や商船に施すのだが、民間人には禁止されたオピタル・ジェネラルの特権だったので、かなりの収入になった。コーキング材はオピタル内のアトリエで男女の入所者により造られたほか、オピタル・ジェネラルが経営する市内二カ所のアトリエでも造られていた。⁽⁴⁾

女性の労働可能な入所者には刺繍仕事を与えられた。これを伝授したのはパリから招かれたサン・トマ・ド・ヴィルヌーヴ修道会の修道女であった。また、少年少女らは手職を学ぶために街の職人や親方の許へ徒弟奉公に出されたが、この地に特有なのは、「少年水夫 mousses」である。ル・アーヴル港の船長は、持ち船の容積一〇〇トン当たり一人の少年水夫を受け容れて訓練することが王令で義務付けられたのである。(違反した場合は一〇〇リーヴルの罰金) 訓練を終えて正式に水夫になるものもいた。

ブルゴーニュの二都市では、オピタル・ジェネラルが繊維マニユを造り上手く運営した。まずオセールのオピタル・ジェネラルは、一七五〇年頃の収容人数は一二〇人程度だが、高齢者や身障者など労働不能者は少数であり、大半が七歳以上の捨子や孤児から成っていた。すなわち少年六七人、少女二人で、彼らに手職を熱心に教え込んだ。次章で考察するのだが、一七二四年王令は、心身健全な乞食や流民をも収容し、仕事を与えるように命じたので、当オピタル・ジェネラルも従ったようだが、「彼らは怠惰に慣れ、その心構えを変えざる意欲はなく、状況が許せば自由を取り戻し、流浪することを望んでいた。」[Bolotte, p. 84]

(41) コーキング材の製造はマルセイユのオピタル・ジェネラルでも収容者の仕事となった。

そこでオピタルの理事会は方針転換し、捨子や孤児に実践教育を施すことにし、六人の親方と六人の女親方を雇い入れた。一七六一年にここを訪れたブルゴーニュの地方長官は、オピタル内のマニユで三五人の少年がイギリス製の紡績機を、二五人が通常の手紡ぎ車を操作して紡績作業に従事していた、また三人の織布工がバツタン織り機（飛び杼）で綿布を、もう一人の織布工が毛織物を織っていたと証言している。^[Bolotte, p. 84] オピタルはこれらの綿布や毛布を靴下や縁なし帽に縫製加工して販売し、少なからぬ利益を上げた。そのお蔭でオピタルは一八世紀末には黒字基調となり、入所希望者が増えた。八歳以上の貧民の子どもは、外科医の診察をうけて健康であれば入所が認められ、成人の場合は困窮者で不治の病気や伝染病に罹っていないことをきちんと証明できれば、理事会の承認を経て入所が認められた。

もう一つブルゴーニュの南部のマコンでも、オセールのオピタル・ジェネラルと似たような経過を辿って、子どもを軸としたマニユを経営するに至った。理事会は当初は一七二四年王令に従うかたちで、壮健な労働可能な入所者に「安物の毛織物」を造らせようと試みたが、彼らの労働意欲を引き出せず失敗に終わった。そこで一八世紀半ば以降には彼らを放逐し、子どもらを軸にマニユを造ろうと考えた。そのために外部から綿紡績と織布、とりわけ飛び杼の技術をもつ親方や職人を一四人も雇い入れて、子どもらに技術指導させる傍ら、綿製品を製造させた。そしてその製品を販売し、かなりの利益をあげ、一八世紀後半には黒字経営となった。オピタルの穀物倉には小麦粉やそら豆が、地下倉にはワインがふんだんに蓄えられたという。^[Bolotte, p. 175]

最後にガスコーニュ地方のアジャンを採りあげる。これはオピタル・マニユファクチュールの悪しき例と云える。⁽⁴⁾

ガロンヌ河中流に位置するアジャンは繊維工業で栄えていた。とくにラシヤやサージなど粗紡毛織物や綿捺染、帆布製造では大きな工場ができ、農村にはその下請けの家内手工業が展開し、子どもらも糸織り(カセアゲ)仕事に従事していた。

アジャンのオピタル・ジェネラルは一六九〇年に開設された。そこにこの地生まれの生活困窮者を閉じ込め、食事を与えることや、「無知な子どもに生活の糧を稼げるように手職を教えること」等が目的とされた。当オピタル・ジェネラルを研究したカピュルに拠っても、収容者の人数や年齢・性別構成などは不明なのだが、一八世紀には労働可能な子どもらを使役する「オピタル・マニユファクチュール」の如き特別な存在になっていた。この子どもらが孤児なのか、親が養育を放棄した子どもなのか、或いは捨子が一定の年齢になりオピタル・ジェネラルに戻ってきた子どもなのかは、判然としない。

この転機は、ヴァンサン・ド・ポールが創設した「パリ愛徳修道女会 Filles de la Charité de Paris」の三名の修道女たち(彼女たちはその制服の色から「灰色の修道女」と呼ばれた)を、一七一五年にパリから招聘したことだった。彼女らは着任するとすぐにマニユを立ちあげ、靴など履物造り、毛織物の織布とその加工、スカーフ、

(42) ガスコニーには五つの司教座聖堂都市にオピタル・ジェネラルが開設された。アジャンの他、ボルドー、ペリグ

ー、サルラ、コンドンである。「空由佳子、p.8」この空由佳子論文は、ボルドーのオピタル・ジェネラルを含む救貧事業を、主に王権と都市エリート間の主導権争いという観点から考察した労作で、当地では地元名士たちが、運営面でも、資金提供の点でも自律性を発揮し、王権の介入を限定的にした、と結論づけている。だが残念なことに、オピタル・ジェネラル(この論文では「総合救貧院」と記されている)の実態には殆んど関心が払われていない。

靴下、衣服縫製などを子どもに教えこんだ。やがて、その製品の販売で大きな収益をあげるようになって、オピタルは一七三〇年頃から四五五年までの期間には黒字経営になった。ところがそのことが、オピタルに招かれて技術を教えていた街の親方や職人たちと争いの原因となった。

当地の大司教の証言によれば、「灰色の修道女がここに配属されたのは、貧民収容者らの食事や教育など日常の世話をするためだった。にも拘わらず、モスリンや毛織物の織布作業など、マニユの労働や監督を、街の親方や職人などから横取りするようになった。」という。ギルド制の下では親方・職人は仕事の領分には厳しかったから、「灰色の修道女」に領分を侵されたと考えるのは自然なことだった。この紛争の結果一七五一年には灰色の修道女五名がオピタルを去ることになった。⁽⁴³⁾

とはいえ、その後も当オピタルの理事会は、主に子どもらを役使して「オピタル・マニユファクチュール」の路線を歩み続けた。だが、理事会は子どもの自立を支援する職業訓練よりも、安価な労働力として子どもを酷使し、収益をあげる方針に切り替えた。本来なら紡績や織布作業は、手職として少女らが担うのが普通だったが、理事会は彼女らを台所での竈炊きや調理、掃除・洗濯など家事労働や雑役に利用した。給金はもちろん払わず、仕事をしている間はオピタルに居住を許すとした。代わって男子の若者がモスリンやサージなど毛織物の製造に専従した。理事会は、櫛毛、刷毛工になる期間を四年間、さらにサージ織りの技術を身につける期間を五年間と定めて、効率よく働ける者だけをオピタルに置く方針を採った。働きのない者は「穀つぶし bouches inutiles」として放逐し、病に罹った者も他の施設などに移送した。

このように経営最優先の方針を採ったにも拘わらず、当オピタル・ジェネラルは一八世紀後半には赤字になっ

た。その原因は理事会の方針そのものにあった。管理者は、子どもは従順であり大人よりも陶冶しやすいと考え、規則通りに働かせようとしたが、そこには愛情も気遣いもなかったようだ。マニユの職長に求められたのは、「子どもを抑制し、命令で働かせることだった」。^[Capui, p. 139] だから「灰色の修道女」らが辞任すると、若者は職員や職長らの云うことを聴かず、反抗的な態度をとるようになった。すると管理者は懲戒権を発動し、反抗した者を処罰した。普通の処罰は「パンと水」だけの食事だが、重い処罰では、見せしめのために全員の眼前で、中庭で棒叩きが行われた。^[Capui, p. 137]

さらに彼らを意気阻喪させたのは、労働への報酬が全く払われなかったこと、つまり「ただ働き」だった。時おり、職長を通じて「お年玉 extreme」が与えられることもあったが、その額はまさしく「子供だまし」であった。⁽⁴⁴⁾ かつて「灰色の修道女」が居た一七四一年には、収容者七五人を数えたが、八八年には僅か三〇人以下に減じたのは、理事会が厳選したばかりではあるまい。自発的な退去や脱走が相当数あったのではないかと思われる。

現に、この地方を一七八二〜八九年に四度視察したマニユ監督官は、次のように指摘している。「アジャンのオピタル・ジェネラルは一〇〇人を擁すべきなのに、現実には三〇人しか収容していない。もし管理・運営が上

(43) その後任として「十字架婦人修道女会 Dames de la Croix」がオピタルに入ったが、彼女らも一七六〇年には更迭され、その後はこの町の世俗の婦女子が収容者の世話に当たった。^[Capui, p. 123]

(44) 一七六二年二月三十一日、少年らはこの年に造った物の「褒美として、三三リーヴルが与えられたが、それは少年たち全員への支給総額であり、しかも全売上げの僅か〇・八三％に過ぎなかったという。^[Capui, p. 139]

手くできるなら、ここは優秀な労働力の育成所となろう。だがここでは聖職者が全権を握っており、それは難しかろう。」[Gapul, p. 136] 思ひやりもなく、無報酬の強権的使役は奴隷労働と変わるところがなく、生産性が上がる筈もなかった。アジャンのオピタル・ジェネラルにおける「オピタル・マニユファクチュール」の試みは失敗に終わった。

一六六二年王令はバりに創設されたオピタル・ジェネラルを全国の主要都市にも開設させ、地元の貧民を收容させ、貧民が王国を物乞いしつつさまよい、とくにバりに集中することを阻止しようとした。そして貧民のうち労働可能な者には能力や適性に応じた仕事を与え、怠惰の矯正を図ろうとした。地方の有力市民や聖職者は、これに應じて貧民の救護に乗り出した。ある都市では既存のオテル・デュを母体にオピタル・ジェネラルを開設し、ある都市では廃用となったハンセン病院やペスト病院を衣替えした。その意味では一六六二年王令は時宜に適したものだ。

反面、開設されたオピタルは、地元生まれや在住の労働不能の貧民を優先して收容し、壮健な乞食や流民には門戸を閉ざすところが多かった。したがって、「労働による怠惰の矯正」という王権の目論見は、ほとんど達成されなかった。しかし、立地の特性を生かして恰好な仕事を見つけ、入所者に与えたところもあるし、捨子や孤児など少年たちに織維関係の仕事を与えて手職をつけさせることに成功したところもない訳ではない。だが、大局的にみれば、壮健な乞食や流民をオピタルに入所させ仕事を与える課題は、一七二四年王令に持ち越された。入所者の一翼を占めたのが捨子である。これも民衆の困窮度を示すメルクマールのだが、その救済は全く機

能しなかった。確かに枠組みはできたが、オピタル・ジェネラルには、捨子を養育する意思はほとんどなかったと云える。「受付」はしても直ちに農村の乳母に「たらい回し」したのである。捨子問題はアンシアン・レジーム下のフランスでは解決困難な「社会的災厄」の一つであった。

§ 本稿執筆に利用した文献

I 概説史・社会保障の通史

- Jules Siegfried, *Quelques mois sur la misère, son histoire, ses causes et ses remèdes*, Le Havre, 1877
- Emile Chevalier, *De l'Assistance dans les campagnes: indigence, prévoyance, assistance*, Paris, 1889
- Paul Straus, *Assistance sociale: Pauvres et Mendians*, Paris, 1901
- Michel Guillaume (ed), *La sécurité sociale: son histoire à travers les textes*, 3vols, Paris, 1994
- Marcel Lecoq, *L'Assistance par le travail et les jardins ouvriers*, Paris, 1906
- Robin Briggs, *Early Modern France 1560-1715*, Oxford University Press, 1977
- P. J. Coveney, *France in crisis 1620-1675*, London, 1977
- F. Braudel & E. Labrousse (dir.) *Histoire économique et sociale de la France*, tome II, *Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, P.U.F. 1970
- George Lefèvre, *La Grande Peur de 1789*, Paris, 1932
- キヨーム・ド・ベルティエ・ソヴィニー著／鹿島茂監訳『フランス史』講談社 二〇一九

- ヴォルテール著／丸山熊雄訳『ルイ十四世の世紀』全四冊 岩波文庫 二二〇〇一
ユベール・メチヴィエ著／前川貞次郎訳『ルイ十四世』白水社 一九九五
二宮宏之『フランス・アンシアン・レژیーム論』岩波書店 二二〇〇七
二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レژیームの国家と社会』山川出版社 二二〇〇三
林信明『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房 一九九九
ロベール・カステル著／前川真行訳『社会問題の変容』ナカニシヤ出版 二二〇二二
柴田三千雄ほか編『世界歴史大系 フランス史2』所収の第一章（服部春彦）、第四章（阿河雄二郎）、第五章（林田伸一）、第六章（二宮宏之・柴田三千雄）論文 山川出版社 一九九六
林田伸一『ルイ一四世トリシュリユー』山川出版社 二二〇一六
イヴ・マリール・ベルセ著／阿河雄二郎ほか訳『真実のルイ一四世』昭和堂 二二〇〇八
ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『狂気の歴史―古典主義時代における―』新潮社 一九七五
ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『監獄の誕生―監視と処罰―』新潮社 一九七七
J・L・フランソワ著／森田伸子ほか訳『フランスの家族―アンシアン・レژیーム下の親族・家・性―』勁草書房 一九九三
西迫大祐『感染症と法の社会史』新曜社 二二〇一八
長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会 二二〇一四
吉尾清『社会保障の原点を求めて―イギリス救貧法・貧民問題の研究』関西学院大学出版会 二二〇〇八
長谷川まゆ帆「女・男・子どもの関係史」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房 二二〇〇六

喜安朗『パリ―都市統治の近代』岩波書店 二〇〇九

ジャン・ピエール・ルゲ著／井上泰男訳『中世の道』白水社 一九九一

大森弘喜「一九世紀末農業恐慌とフランス農業の構造変化」横濱国大『エコノミア』第五五号 五七―一二二頁 一九七

五

メルシエ著／原宏編訳『一八世紀パリ生活誌』上下 岩波文庫 一九八九

II 疫病・病院史

Robert Vial, *Histoire des hôpitaux de Paris en quatre cents dates. Les blouses blanches de Charlemagne à Jacques Chirac*, Paris, 1999

Françoise Salann Ramahlo, L'Assistance et le soin, *Un musée hospitalier à Paris*, Le Musée de l'AP-HP, Paris, 2008

Henri Sauval, *Histoire et recherche des antiquités de la Ville de Paris*, Paris, 1724

Pierre Vallety-Radot, *Deux siècles d'histoire hospitalière de Henri IV à Louis-Philippe. (1602-1836)*, Paris, 1947

Jean Imbert, *Histoire des Hôpitaux en France*, Paris, 1982

Jean Imbert, *Le droit hospitalier de l'Ancien Régime*, PUF, 1993

André Pecker (ed), *La Médecine à Paris du XVIIIe au XXe siècle*, Paris, 1990

Marie-Claude Dinet-Le Comte & Pascal Monaubin, *Les Hôpitaux de Picardie du Moyen Âge à la Révolution*, Amiens, 2014

Jean-Ch. Sourmia et François Vial, *Histoire des grands hôpitaux parisiens*, André Pecker (ed.) *La médecine à Paris du XIIIe au XXe siècle*, p. 117-130, Paris, 1984

Sophie Riche & Sylvain Riquier, *Des hôpitaux à Paris, Etat des fonds des Archives de l'AP-HP XIIIe-XXe siècles*, Paris, 2000

John Howard, *Etat des prisons, des hôpitaux et des maisons de force*, traduit de l'anglais, Paris, 1788

- Musée de l'Assistance Publique, *Hôpitaux de Paris depuis 100 ans. La société, l'hôpital et les pauvres*, Paris, 1996
- Françoise Bériac, *Histoire des lépreux au Moyen Âge. Une société des exclus*, Paris, 1988
- Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008
- J. P. Martineaud, *Les ordres religieux dans les hôpitaux de Paris*, 2002
- 高井里恵子「一六世紀前半におけるパリのオテル・デュー改革」東京女子大『史論』五六 九五―一二三頁
- W・H・マクニール著／佐々木昭夫訳『疾病と世界史』上下 中公文庫 二〇〇七
- 川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』上下 岩波書店 一九七七
- ステイブ・パーカー著／千葉喜久枝訳『医療の歴史―穿孔開頭術から幹細胞治療までの一万二千年史』創元社 二〇一六
- アルフレッド・フラン克蘭著／高橋清徳訳『排出する都市パリ』〔二八九〇〕悠書館 二〇〇七
- 岡田晴恵『感染症は世界史をうごかす』筑摩書房 二〇〇六
- 蔵持不三也『ベストの文化誌―ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日新聞社 一九九五
- モニク・リュスネ著／宮崎揚弘・工藤則光訳『ベストのフランス史』同文館 一九九八
- Ⅲ オピタル・ジェネラル
- Comte de Mirabeau, *Observations d'un voyageur anglais, sur la Maison de Force appelée Bicêtre*, Paris, 1788
- Henry Légier-Desgranges, *Hospitales d'auregois. Hôpital Général de Paris 1656-1790*, Paris 1952
- Nicolas Sainte Fare Garnot, *L'Hôpital Général de Paris. Institution d'assistance, de police, ou de soins ?*
- Histoire, Economie et Société*, 1984 3^e année, no. 4, pp. 535-542

- Bourneville, *Histoire de Bicêtre: histoire, organisation, budget, statistique*, Paris, 1893
- Richard F. Elmore, *The origins of the Hospital General of Paris*, 1975
- Louis Boucher, *La Salpêtrière, son histoire de 1656 à 1790*, Paris, 1883
- Jean-Pierre Carrez, *Femmes opprimées à la Salpêtrière de Paris, (1656-1791)*, Paris, 2005
- Joseph Estienne, L'Hôpital Général des Pauvres de Paris aux XVIIIe et XVIIIe siècles, *Revue de l'Assistance publique à Paris*, 1953, no. 22, p. 255-287; no. 23, p. 383-396; no. 24, p. 519-540; no. 25, p. 737-754
- Renée Duval, Une Institution royale: *L'Hôpital Général de Paris, son organisation et son rôle social*, mémoire de la maîtrise, Paris, 1956
- Jean Couteaux, Histoire de la Salpêtrière, *La Revue hospitalière de France*, mai-juin, 1944, pp. 106-127, 216-242
- Alexandre Tutey, *L'Assistance publique à Paris pendant la Révolution*, I. *Les Hôpitaux et Hospices, 1789-1791*, Paris, 1895
- Maximilien Vessier, *La Pitié-Salpêtrière: Quatre siècles d'histoire et d'histoires*, Paris, 1999
- Raoul Allier, *La « Cabale des Dévois » 1627-1666*, Paris, 1902
- P. Bru, *Histoire de Bicêtre (hospice, prison, asile)*, Paris, 1890
- Jean Delamarre & Thérèse Delamarre-Riche, *Le Grand Renfermement: Histoire de l'hospice de Bicêtre 1657-1974*, Paris, 1990
- Emile Richard, *Histoire de l'Hôpital de Bicêtre (1250-1791): Une des maisons de l'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1889
- Maurice Capul, *Infirmité et Hérésie—Les enfants placés sous l'Ancien Régime*, Paris, 1990
- Bernard Bellande, *L'Ancien Hôpital Général d'Issore: Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Alphonse Martin, *Histoire de L'Hôpital Général du Havre et de Pré-de-Saint Roch*, Freecamp, 1879

- François Hue, *Histoire de l'Hospice-général de Rouen, 1602-1840*, Rouen, 1903
- Michel Vovelle, Le Grand Renfermement en Provence, *Provence historique*, t. 32, pp. 261-282, 1982
- François -Paul Blanc, La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille au XVII^e et XVIII^e siècles, *Arts et Livres de Provence*, no. 75, pp. 95-136, 1970
- 田村初穂「パリ総救貧院に関する一考察」早稲田大学大学院文学研究科修士論文 二〇一三
- 府中望「一七世紀末フランスの総合救貧院制度ーマルセイユの愛徳総合救貧院の事例を通してー」『西洋史研究』二〇〇六
- 室由佳子「旧体制下フランスの地方統治における権力と慈善ーボルドー地方エリート救貧への関り」『史学雑誌』二〇一五
- IV 乞食・流民・捨子などの処遇 マレンシエ
- Paul-M. Boudois, La disette de 1662, *Revue d'Histoire économique et sociale*, Vol. 12-1, 1913, pp. 53-118
- Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres, l'exemple de la Généralité de Lyon*, Paris, 1971
- Jean-Pierre Gutton, L'Etat et la mendicité dans la première moitié du XVIII^e siècle, Lyon, 1973
- Jean-Pierre Gutton, L'enfermement à l'âge classique, Jean Imbert (ed.), *Histoire des hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Léon Cahen, *Le Grand Bureau des Pauvres de Paris au milieu du XVIII^e siècle*, Paris, 1904
- Camille Bloch, *L'Assistance et l'Etat en France à la veille de la Revolution, Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Soissons, Amiens, Paris*, Paris, 1908
- Abbé Orcini, *Histoire de Saint Vincent de Paul*, Paris, 1852

- L.-M. Moreau-Christophe, *Du problème de la Misère*, Paris, 1851
- Léon Lallemand, *Histoire de la Charité*, tome 4, *Les temps modernes, 16e-19e siècle*, Paris, 1910
- Léon Lallemand, *Histoire des Enfants abandonnés et délaissés*, Paris, 1885
- Louis Rivière, *Mendiants et Vagabonds*, Paris, 1902
- Christian Pautre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- Louis Parturier, *L'Assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Paris, 1897
- Christine Chapalain-Nougaret, *Misère et Assistance dans le pays de Rennes au XVIIIe siècle*, Nantes, 1989
- Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale: Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003
- Guy Thuillier, Un observateur des misères sociales: Leclerc de Monlinot, *Bulletin d'Histoire de la Sécurité sociale*, no.19, pp. 7-55
- Leclerc de Monlinot, *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786
- Leclerc de Monlinot, *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781
- J. F. Trosne, *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendiants*, Paris, 1764
- C. Roman, Le monde des pauvres à Paris au 18^e siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 1982, 104, pp. 729-763
- C. Roman, Mendiants et policiers à Paris au 18^e siècle, *Histoire économique et Société*, 1982, pp. 259-295
- Arlette Farge, Le mendiant, un marginal ?- Les résistances aux archers de l'Hôpital dans Paris du XVIIIe siècle, Farge (ed.), *Marginaux et exclusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 312-328
- Marie Vincent-Cassy, Prison et châtiments à la fin du Moyen Âge, Farge(ed.), *Marginaux et exclusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 262-274
- Micheline Baulant, Groupes mobiles dans une société sédentaire: la société rurale autour de Meaux au XVIIIe et XVIIIe siècles, Farge

- (ed.), *Marginalia et excelsis de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp. 78-120
- Alan Forrest, *French Revolution & the Poor*, Oxford, 1981
- Thomas Mestay Adams, *Bureaucrats and Beggars: French social policy in the Age of Enlightenment*, Oxford, 1990
- Olwen Hufton, *The poor of the Eighteenth-century France*, 1750-1789, Oxford, 1974
- Olwen Hufton, *Begging, Vagrancy, Vagabondage and the Law*, An aspect of the problem of poverty in Eighteenth-century France, *European Studies Review*, 1972, pp. 97-123
- G. Valtan, *Misère et charité en Provence au XVIIIe siècle*, Paris, 1899
- G. Sannois de Chevert, *L'Indigence et l'Assistance dans les campagnes*, Paris, 1889
- Henri Sauval, *Histoire et Recherche des antiquités de la Ville de Paris*, 3 vols, Paris, 1724
- Jean Sandrin, *Enfants trouvés, enfants ouvriers 17e-19e siècle*, Paris, 1982
- Antoinette Chamoux, *Enfants illégitimes et enfants trouvés, Annales de Démographie historique*, 1973, pp. 422-429
- Jean-Pierre Bardet, *Enfants abandonnés et enfants assistés à Rouen dans la seconde moitié du XVIIIe siècle, Annales de Démographie historique*, 1973, Hommage à Marcel Reinhard, pp. 19-47
- Jean-Claude Peyronnet, *Les enfants abandonnés et leurs nourrices à Limoges au XVIIIe siècle, Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 23, no.3 1976, pp. 418-441
- Claude Delassel, *Les enfants abandonnés à Paris au XVIIIe siècle, Annales, Economies, Sociétés, civilisations*, no.1, 1975, pp. 187-218
- Dr. Dumesnil, *L'industrie des nourrices et la mortalité des nourrissons, Annales d'Hygiène Publique et Médecine Légale*, 1867, II, pp. 5-

- Fanny Fay-Sallous, *Les nourrices à Paris au XIXe siècle*, Paris, 1997
- Jean-Noël Luc & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Iain A. Cameron, *Crime and Repression in the Auvergne and the Gynepme, 1720-1790*, Cambridge Univ. Press, 1981
- Martin Daniel, *La maréchaussée au XVIIIe siècle, les Hommes et l'institution en Auvergne, Annales historiques de la Révolution Française*, no.239, 1980, pp. 91-117
- Jacques Larnier & Renée Marinage, *L'activité judiciaire de la Maréchaussée de Flandre (1679-1790)*, *Revue du Nord*, tome 61, no. 242, 1979 pp. 593-608
- P. Crépillion, *Un « Gibier des Prévôts »: mendians et vagabonds au XVIIIe siècle entre la Vire et la Dives, 1720-1789*, *Annales de Normandie*, no.17, 1967, pp. 233-252
- André Garnier, *Histoire de la Maréchaussée de Langres de 1720 à 1789, Mémoires de la Société pour l'histoire de droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands*, 1950-1951, t. 13, pp. 211-275, t. 14, pp. 35-129
- Joseph Plique, *Histoire de la Maréchaussée de Gévaudan*, Mende, 1912
- Julian Gomez Pardo, *La Maréchaussée et le crime en Ile-de-France sous Louis XIV et Louis XV*, Paris, 2012
- 正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考：マレシヨールに見る治安・裁判・官僚制』刀水書房 二〇一九
- 二宮宏之『七千人の捨児——八世紀パリ考現学——』『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
- 中田元子『乳母の文化史——九世紀イギリス社会に関する一考察』人文書院 二〇一九
- ジャン・ジャック・ルソー著／桑原武夫訳『告白』上中下 岩波文庫 一九八七
- 田中拓道『ヨーロッパ貧困史・福祉史研究の方法と課題』『歴史学研究』八八七号 一一二九頁 二〇一一
- 河原温『中近世ヨーロッパにおける都市の慈善と救貧』『史学』第八七卷第三号 二二二—二四〇頁

- N・Z・デーヴィス著／成瀬駒男ほか訳『愚者の王国・異端の都市』平凡社 一九八七
- 千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』御茶の水書房 一九七五
- 千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」木村尚三郎・佐々木潤之介ほか編著『中世史講座』第七卷 学生社 一九八五
- 千葉治男『義賊マンドラン―伝説と近世フランス社会―』平凡社 一九八七
- 蔵持不三也『英雄の表徴―大盗賊カルトゥーシユと民衆文化―』新評論 二〇一一
- 高澤紀恵「近隣関係・都市・王権―一六―一八世紀パリ」岩波講座『世界歴史』16 『主権国家と啓蒙』岩波書店 一九九九
- 高澤紀恵『近世パリに生きる―ソシアリティと秩序』岩波書店 二〇〇八
- ブロニスワフ・ゲレメク著／早坂真理訳『憐れみか縛り首か』平凡社 一九九三
- ピエール・デイヨン著／福井憲彦訳『監獄の時代―近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論―』新評論、一九八二
- 大森弘喜「一九世紀初頭パリの救貧行政」関東学院大学『経済系』二三八集 一六一―二九頁 二〇〇九
- V 資料・事典類
- Déclaration du roi, pour l'établissement d'un Hôpital général en toutes les villes et gros bourgs du royaume, suivant les ordonnances des rois Charles IX et Henri III, A. Fantanon (ed), *Code du L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1786
- Manger, *Simple notes sur l'Organisations des secours publics à Paris*, Paris, 1905
- Alfred Fierro, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Paris, 1996 鹿島茂監訳『パリ 歴史事典』白水社、二〇一一（これはフランス語版の後半にある事典を翻訳したものである。）

Alain Decaux & André Castelot, *Dictionnaire d'Histoire de France*, Perrin, Paris, 1981

J. L. Pinol (ed.), *Atlas historique des villes de France*, Paris, 1996

Nomenclature des Communes et Principaux lieux-dits de France, Rennes, 1974

浜林正夫ほか編訳『原典イギリス経済史』 御茶ノ水書房 一九七二

〔資料〕高橋清徳訳「パリ市の一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令」(351.1.30) 千葉大学『法学論集』

一一一 一九八七 六一―一二七頁

E・A・リヴィングストン編／木寺廉太訳『オックスフォード キリスト教辞典』 教文館 二〇一七

ジャン＝ロベール・ピット編／木村尚三郎監訳『パリ 歴史地図』 東京書籍 二〇〇〇

(二〇二二年八月二五日脱稿)

謝辞 木村周市朗教授の長年のご厚誼にこころより感謝します。